

務	00	01	10年
(令和17年3月末まで保存)			

生 企 第 4 5 1 号
令 和 7 年 3 月 1 0 日

生活安全企画課長
各 警 察 署 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

古物営業法等に係る審査基準及び処分基準の改定について

古物営業法（昭和24年法律第108号）、質屋営業法（昭和25年法律第158号）、警備業法（昭和47年法律第117号）及び探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）に係る審査基準及び処分基準について、別添のとおり、改定を行ったので対応に遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達である「古物営業法等に係る処分基準の改定について」（令和4年4月1日付け生保第1号）は廃止する。

担当：生活安全企画課
営業・危険物係

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 10 日 作成

法 令 名：古物営業法
根 拠 条 項：第 3 条
処 分 の 概 要：古物商の許可
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法第 4 条（許可の基準） 第 5 条第 1 項（許可の手続） 古物営業法施行規則第 1 条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 第 1 条の 2（心身の故障により古物商又は古物市場主の業務を適正に実施することができない者） 第 1 条の 3（許可の申請） 第 2 条（古物の区分）
審 査 基 準： 古物営業法第 4 条各号の欠格要件に該当しないなど古物営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。
標 準 処 理 期 間：40 日（うち経由期間 29 日）
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課 017-723-4211
備 考：

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 10 日 作成

法 令 名：古物営業法
根 拠 条 項：第 3 条
処 分 の 概 要：古物市場主の許可
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法第 4 条（許可の基準） 第 5 条第 1 項（許可の手続） 古物営業法施行規則第 1 条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 第 1 条の 2（心身の故障により古物商又は古物市場主の業務を 適正に実施することができない者） 第 1 条の 3（許可の申請） 第 2 条（古物の区分）
審 査 基 準： 古物営業法第 4 条各号の欠格要件に該当しないなど古物営業法を遵守し、適正な 営業を期待できるときに許可する。
標 準 処 理 期 間：50 日（うち経由期間 36 日）
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課 017-723-4211
備 考：

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 10 日 作成

法 令 名：古物営業法
根 拠 条 項：第 5 条第 4 項
処 分 の 概 要：許可証の再交付
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法施行規則第 4 条第 1 項、第 2 項（許可証の再交付の申請）
審 査 基 準： 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：14 日
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課 017-723-4211
備 考：

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 10 日 作成

法 令 名：古物営業法
根 拠 条 項：第 7 条第 5 項
処 分 の 概 要：許可証の書換え
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法施行規則第 5 条第 9 項、第 10 項、第 4 条第 2 項（許可証の書換えの申請）
審 査 基 準： 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：14 日
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課 017-723-4211
備 考：

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 10 日 作成

法 令 名：古物営業法
根 拠 条 項：第21条の 5 第 1 項又は第21条の 6 第 1 項
処 分 の 概 要：古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法施行規則第19条の 4（古物競りあっせん業者に係る認定の申請） 第19条の 5（古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由） 第19条の 6（盗品等の売買の防止等に資する方法の基準） 第19条の11（外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請） 第19条の 5、第19条の12（外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由）
審 査 基 準： 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：40日以内
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課 017-723-4211
備 考：

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 10 日 作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第 2 条第 1 項
処 分 の 概 要：質屋の許可
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 質屋営業法第 3 条第 1 項（許可の基準） 質屋営業法施行規則第 1 条（申請及び届出の一般的手続） 第 2 条、第 3 条（質屋の許可の申請） 第 3 条の 2（心身の故障により業務を適正に行うことができない者）
審 査 基 準： 質屋営業法第 3 条第 1 項各号の欠格要件には該当しない、自ら管理しないで営業所を設ける場合に管理者を置いているなど、質屋営業法を遵守し、適正な営業を期待することができるときに許可する。
標 準 処 理 期 間：50 日（うち経由期間 36 日）
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課 017-723-4211
備 考：

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 10 日 作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第 4 条第 1 項
処 分 の 概 要：営業所の移転の許可
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 質屋営業法第 3 条第 1 項第 11 号（許可の基準） 第 7 条（保管設備） 質屋営業法施行規則第 1 条（申請及び届出の一般的手続） 第 4 条第 1 項、第 2 項、第 2 条第 5 項 （営業所の移転の許可申請）
審 査 基 準： 営業所の移転が質置主の保護の観点から不適當ではなく、かつ、移転先の営業所において使用する保管設備が公安委員会が定める基準を満たしているときに許可する。
標 準 処 理 期 間：25 日（うち経由期間 18 日）
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課 017-723-4211
備 考：

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 10 日 作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第 4 条第 1 項
処 分 の 概 要：管理者の新設又は変更の許可
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 質屋営業法第 3 条第 1 項第 9 号、第 1 号～第 3 号、第 5 号～第 7 号（許可の基準） 質屋営業法施行規則第 1 条（申請及び届出の一般的手続） 第 3 条の 2（心身の故障により業務を適正に行うことができない者） 第 5 条（管理者の新設又は変更の許可申請）
審 査 基 準： 新たに管理者としようとする者が、質屋営業法第 3 条第 1 項第 9 号イ及び同号ロの欠格事由に該当しない、現実には当該営業所を管理すると見込まれるなど質屋営業法を遵守し適正な営業を期待できるときに許可する。
標 準 処 理 期 間：25 日（うち経由期間 18 日）
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課 017-723-4211
備 考：

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 10 日 作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第 8 条第 2 項（第 4 条第 2 項の規定による届出の場合に限る。）
処 分 の 概 要：許可証の書換え
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 質屋営業法第 4 条第 2 項（営業内容の変更の届出） 質屋営業法施行規則第 1 条（申請及び届出の一般的手続） 第 12 条（許可証の書換えの申請）
審 査 基 準： 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：14 日
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課 017-723-4211
備 考：

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 10 日 作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第 8 条第 4 項
処 分 の 概 要：許可証の再交付
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 質屋営業法施行規則第 1 条（申請及び届出の一般的手続） 第 14 条（許可証の再交付の申請）
審 査 基 準： 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：14 日
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課 017-723-4211
備 考：

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 10 日 作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第28条第3項第1号
処 分 の 概 要：質契約の終了行為者の承認
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 質屋営業法第4条第3項（営業内容の変更） 第9条第2項（許可証の返納） 第28条第6項（質置主の保護） 質屋営業法施行規則第1条（申請及び届出の一般的手続） 第10条（死亡の届出） 第14条の2（許可証の返納）
審 査 基 準： 質契約を終了させるために必要な行為を行う者が、質置主の保護の観点から不適当でないと認められる者であるときに承認する。
標 準 処 理 期 間：25日（うち経由期間18日）
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課 017-723-4211
備 考：

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 10 日 作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第28条第 5 項
処 分 の 概 要：質契約の終了行為を行う場所の承認
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 質屋営業法第 4 条第 2 項、第 3 項（営業内容の変更） 第 9 条（許可証の返納） 第28条第 1 項、第 2 項、第 3 項（質置主の保護） 質屋営業法施行規則第 1 条（申請及び届出の一般的手続） 第 6 条（廃業の届出） 第10条（死亡の届出） 第14条の 2（許可証の返納）
審 査 基 準： 質契約を終了させるために必要な行為を行う場所が、質置主の保護の観点から不適当でないと認められる場所であるときに承認する。
標 準 処 理 期 間：25日（うち経由期間18日）
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課 017-723-4211
備 考：

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 10 日 作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第 4 条
処 分 の 概 要：警備業の認定
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法第 3 条（警備業の要件）、第 5 条第 1 項～第 3 項（認定手続） 警備業法施行規則第 3 条、第 4 条（認定等の申請） 警備業の要件に関する規則第 1 条～第 3 条（警備業の要件）
審 査 基 準： 警備業法第 3 条各号のいずれにも該当しないことを認定する。 警備業法第 3 条第 4 号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 （注 1）暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げるものをいう。 （注 2）暴力的不法行為等とは、警備業の要件に関する規則第 2 条に掲げるものをいう。 警備業法第 3 条第 9 号に該当する場合とは、警備員指導教育責任者として選任しようとする者を、当該営業所において取り扱う警備業務の区分ごとに具体的に決めていない場合や選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等をいう。
標 準 処 理 期 間：40 日（うち経由期間 15 日）
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課 017-723-4211
備 考：

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 10 日 作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第 7 条第 1 項
処 分 の 概 要：認定の有効期間の更新
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法第 3 条（警備業の要件）、第 7 条第 2 項～第 5 項（認定の有効期間の更新） 警備業法施行規則第 3 条、第 4 条、第 8 条（認定の有効期間の更新の申請） 警備業の要件に関する規則第 1 条～第 3 条（警備業の要件）
審 査 基 準： 警備業法第 3 条各号のいずれにも該当しないときには、認定の有効期間を更新する。警備業法第 3 条第 4 号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 （注 1）暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げるものをいう。 （注 2）暴力的不法行為等とは、警備業の要件に関する規則第 2 条に掲げるものをいう。 警備業法第 3 条第 9 号に該当する場合とは、警備員指導教育責任者として選任しようとする者を、当該営業所において取り扱う警備業務の区分ごとに具体的に決めていない場合や選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等をいう。
標 準 処 理 期 間：40 日（うち経由期間 15 日）
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課 017-723-4211
備 考：

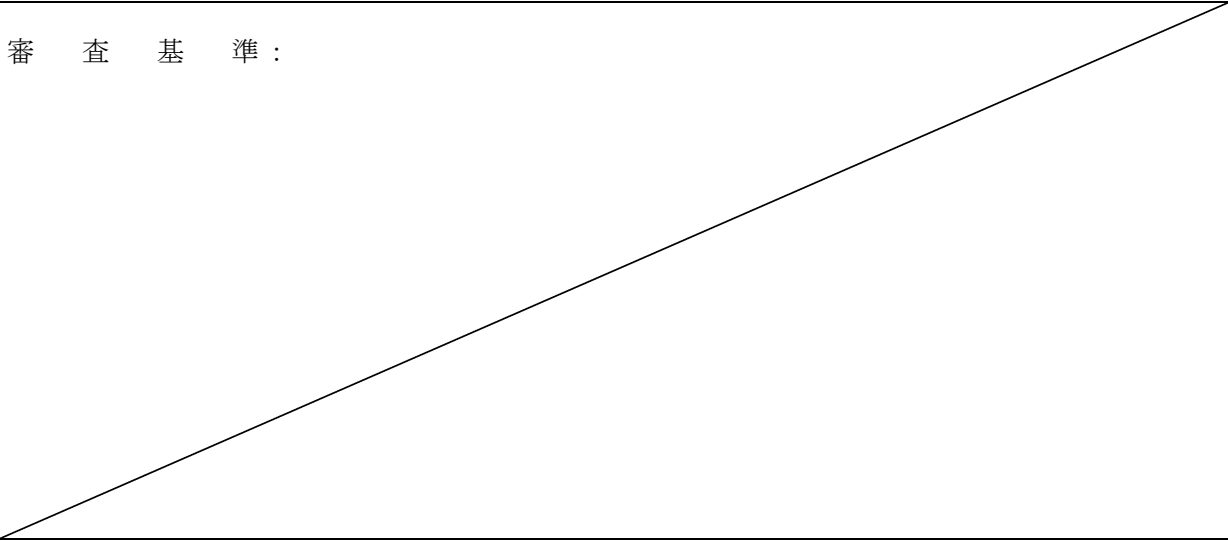
審 査 基 準

令和 7 年 3 月 10 日 作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第22条第2項
処 分 の 概 要：警備員指導教育責任者資格者証の交付
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法第22条第3項、第4項、第7項、第3条第1号～第6号（警備員指導教育責任者の要件） 警備業法施行規則第42条（警備員指導教育責任者資格者証の交付の申請） 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第8条（公安委員会の認定基準）
審 査 基 準： 警備業法第22条第2項各号のいずれかに該当する者であり、かつ、同条第4項各号のいずれにも該当しない者であるときは、警備業務の区分ごとに資格者証を交付する。 このうち、同条第2項第2号の認定の基準は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第8条に規定されているが、同条第1号の「当該警備業務の区分に係る警備員の指導及び教育について十分な能力を有する」とは、実際に当該警備業務の区分に係る警備業務に関し、警備員を指導、教育した経験が相当にあり、かつ、警備員指導教育責任者としてふさわしい人格識見があること等をいう。
標 準 処 理 期 間：30日（うち経由期間10日）
申 請 先：住所地を管轄する警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課 017-723-4211
備 考：

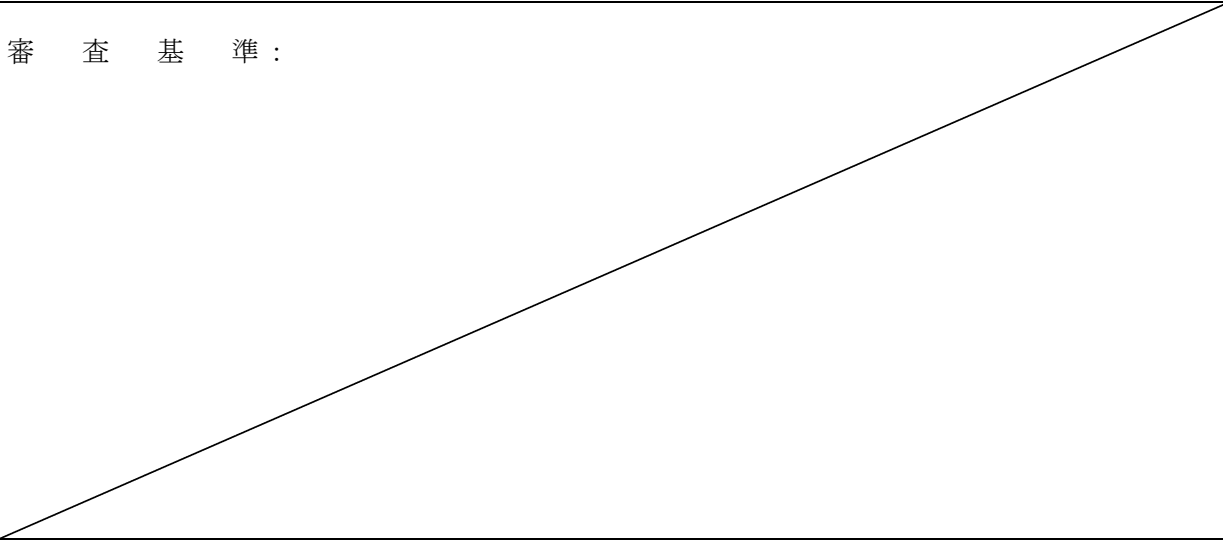
審 査 基 準

令和 7 年 3 月 10 日 作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第22条第5項
処 分 の 概 要：警備員指導教育責任者資格者証の書換え
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法施行規則第43条第1項、第2項（警備員指導教育責任者資格者証の書換えの申請）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間：14日
申 請 先：住所地を管轄する警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課 017-723-4211
備 考：

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 10 日 作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第22条第6項
処 分 の 概 要：警備員指導教育責任者資格者証の再交付
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法施行規則第43条第3項（警備員指導教育責任者資格者証の再交付の申請）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間：14日
申 請 先：住所地を管轄する警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課 017-723-4211
備 考：

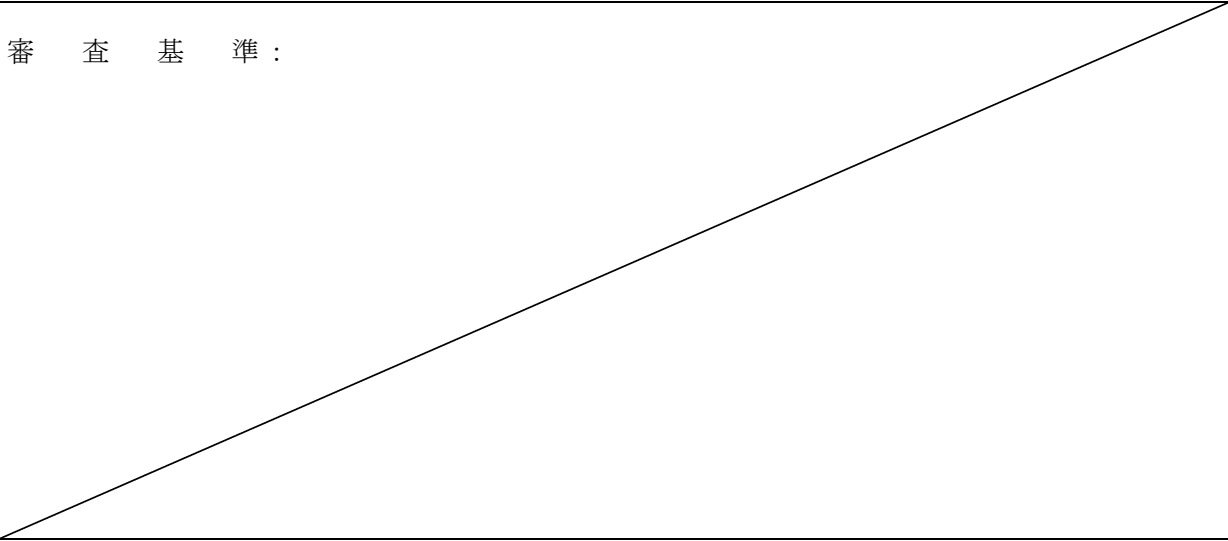
審 査 基 準

令和 7 年 3 月 10 日 作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第23条第4項
処 分 の 概 要：合格証明書の交付
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法第23条第5項、第22条第4項、第7項、第3条第1号～第7号（合格証明書の交付の要件） 警備員等の検定等に関する規則第14条（合格証明書の交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：30日（うち経由期間10日）
申 請 先： 住所地又は所属する営業所の所在地を管轄する警察署警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課 017-723-4211
備 考：

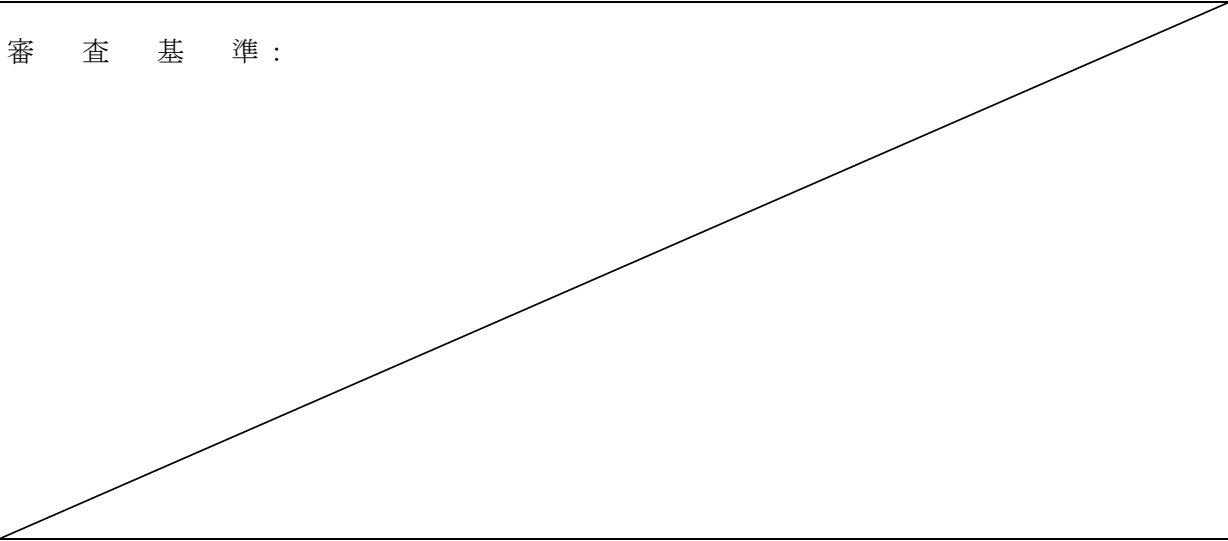
審 査 基 準

令和 7 年 3 月 10 日 作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第23条第5項において準用する第22条第5項
処 分 の 概 要：合格証明書の書換え
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備員等の検定等に関する規則第15条第1項、第2項、第5項（合格証明書の書換えの申請）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間：14日
申 請 先： 住所地又は所属する営業所の所在地を管轄する警察署警察署生活安全課（係
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課 017-723-4211
備 考：

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 10 日 作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第23条第5項において準用する第22条第6項
処 分 の 概 要：合格証明書の再交付
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備員等の検定等に関する規則第15条第3項、第4項、第5項（合格証明書の再交付の申請）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間：14日
申 請 先： 住所地又は所属する営業所の所在地を管轄する警察署警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課 017-723-4211
備 考：

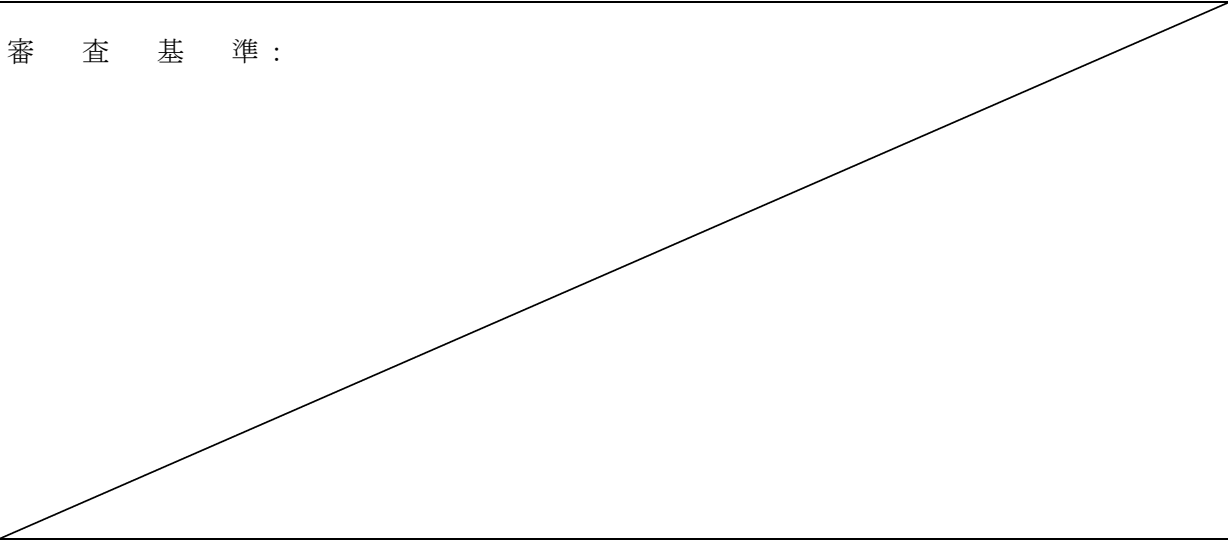
審 査 基 準

令和 7 年 3 月 10 日 作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第42条第2項
処 分 の 概 要：機械警備業務管理者資格者証の交付
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法第42条第3項、第22条第4項、第7項、第3条第1号～第6号（機械警備業務管理者の要件） 警備業法施行規則第63条、第42条（機械警備業務管理者資格者証の交付の申請） 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第14条（公安委員会の認定基準）
審 査 基 準： 警備業法第42条第2項各号のいずれかに該当する者であり、かつ、同条第3項において準用する同法第22条第4項各号のいずれにも該当しない者であるときは、資格者証を交付する。 このうち、同法第42条第2項第2号の認定の基準は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第14条に規定されているが、同条第1号の「機械警備業務の管理について十分な能力を有する」とは、実際に警備業務用機械装置の運用の監督、指令業務の統制等機械警備業務の管理に関する業務に従事した経験が相当にあり、かつ、機械警備業務管理者としてふさわしい高度な判断能力を有すること等をいう。
標 準 処 理 期 間：30日（うち経由期間10日）
申 請 先：住所地を管轄する警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課 017-723-4211
備 考：

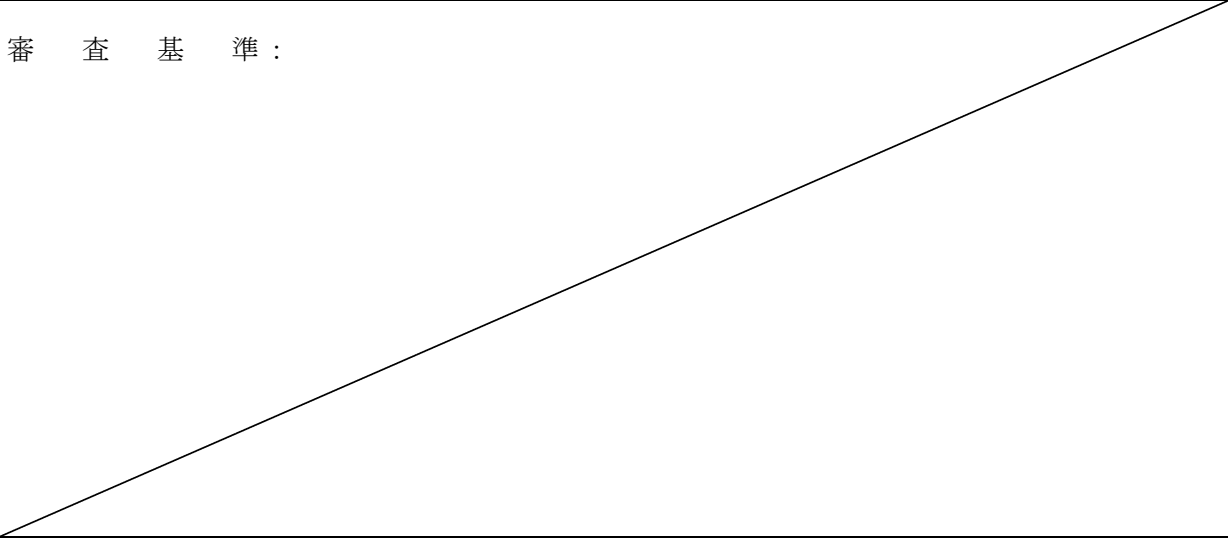
審 査 基 準

令和 7 年 3 月 10 日 作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第42条第3項において準用する第22条第5項
処 分 の 概 要：機械警備業務管理者資格者証の書換え
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法施行規則第63条、第43条第1項（機械警備業務管理者資格者証の書換への申請）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間：14日
申 請 先：住所地を管轄する警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課 017-723-4211
備 考：

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 10 日 作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第42条第3項において準用する第22条第6項
処 分 の 概 要：機械警備業務管理者資格者証の再交付
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法施行規則第63条、第43条第3項（機械警備業務管理者資格者証の再交付の申請）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間：14日
申 請 先：住所地を管轄する警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課 017-723-4211
備 考：

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 10 日 作成

法 令 名：警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則
根 拠 条 項：第 7 条第 2 項
処 分 の 概 要：警備員指導教育責任者講習修了証明書の再交付
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め：
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14 日
申 請 先：住所地を管轄する警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課 017-723-4211
備 考：

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 10 日 作成

法 令 名：警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則
根 拠 条 項：第12条第2項
処 分 の 概 要：機械警備業務管理者講習修了証明書の再交付
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め：
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日
申 請 先：住所地を管轄する警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課 017-723-4211
備 考：

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 10 日 作成

法 令 名：古物営業法施行規則
根 拠 条 項：第12条第1項
処 分 の 概 要：行商従業者証及び標識の様式の承認
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法第11条第2項（行商従業者証） 第12条第1項（標識） 古物営業法施行規則第10条（行商従業者証の様式） 第11条（標識の様式）
審 査 基 準： 許認可の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであ って、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、定めていな い。
標 準 処 理 期 間：30日
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課 017-723-4211
備 考：

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 10 日 作成

法 令 名：古物営業法施行規則
根 拠 条 項：第23条
処 分 の 概 要：盗品売買等防止団体の承認
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法施行規則第22条（盗品売買等防止団体に係る承認の申請）
審 査 基 準： 盗品売買等防止団体の承認については、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間：2 月
申 請 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課 017-723-4211
備 考：

盗品売買等防止団体に係る承認の申請は、古物営業法施行規則（以下「規則」という。）第22条のとおりであり、承認は規則第23条に規定する要件を満たすものについて行うが、その基準は、規則の定めのほか、次のとおりである。

1 規則第22条第3項関係

- (1) 第4号の「資産の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面」とは、財産目録並びに財産目録に記載した各財産の権利及び価額を証明する書面を指す。
- (2) 第5号の「回答業務に関する事業計画書及び収支予算書」は、回答業務に関する部分に限る必要はないが、回答業務に関する部分が明らかにされている必要がある。

2 規則第23条第1号関係

「回答業務を実施する旨の定め」については、定款等に「回答業務」と明記されている必要はないが、例えば「盗品等に関する情報を管理、活用する」というように、承認を申請する法人その他の団体において回答業務を実施することが明確に確認できるものであることが必要である。

3 規則第23条第3号関係

- (1) 規則第23条第3号の「業務規程」については、規則第22条第4項各号に規定される事項が記載されている必要がある。

ア 規則第22条第4項第1号の「実施の方法」については、回答業務に用いられる電子計算機の構成、照会・回答の具体的な方法、権限のない者による照会を排除するための措置が記載されていることが必要である。

イ 規則第22条第4項第2号の「利用する者の範囲」については、利用する者（以下「利用者」という。）の名称等の特定までは要しないが、例えば「承認を申請する法人その他の団体の会員」というように、「古物商、古物市場主若しくは古物競りあっせん業者又はこれらの者を直接若しくは間接の構成員とする団体」の中から、その範囲が明確に特定されて記載されていることが必要である。

また、業務規程又は情報管理規程に違反した者に対する除名処分の規定が設けられていることが必要である。

ウ 規則第22条第4項第3号の「回答業務を実施する時間及び休日に関する事項」については、回答業務が確実に行われるよう、回答業務を行う日が、原則週5日以上確保されている必要がある。

エ 規則第22条第4項第4号の「回答業務の実施に関し必要な事項」については、外部への業務委託がなされる場合には、その旨記載されていることが必要である。外部委託の範囲については、回答業務はあくまで盗品売買等防止団体が行うものであるから、電子計算機の保守点検等回答業務の付随的な部分に限られていなか

ればならない。

また、業務規程には、照会の結果、盗品等と判明した場合における利用者の警察への通報に関する規定が定められていることが必要である。

- (2) 規則第23条第3号の「情報管理規程」については、規則第22条第5項各号に規定される事項が記載されている必要がある。

ア 規則第22条第5項第1号の「職員の意識の啓発及び教育」については、同項第2号の「回答業務に関して知り得た情報の管理及び使用に係る事務を統括管理する者」（以下「情報管理責任者」という。）を実施責任者とし、少なくとも年1回実施するなど、職員の意識の啓発及び教育に必要な措置を講じる旨が定められている必要がある。

また、情報管理責任者は、当該措置について、随時盗品売買等防止団体の代表者に報告するよう定められている必要がある。

イ 規則第22条第5項第2号の情報管理責任者の「指定」については、回答業務の適正かつ確実な実施について責任を有する者を指定することが定められている必要がある。

ウ 規則第22条第5項第3号の「回答業務に関して知り得た情報の記録された物の紛失、盗難及びき損を防止するための措置に関する事項」及び同項第4号の「回答業務に関して知り得た情報の適正な管理又は使用を図るため必要な措置に関する事項」については、次のとおりとする。

(ア) 回答業務に関して知り得た情報（以下「特定情報」という。）又は特定情報の記録された物は、その収集目的又は盗品売買等防止団体の活動上の必要性に照らし管理又は使用する必要がなくなった場合には、消去又は廃棄しなければならないこととし、これについては、特定情報を復元することができない方法により行うよう定められている必要がある。

(イ) 情報管理責任者は、特定情報の記録された物の紛失、盗難及びき損を防止するための措置に関する事項について、随時盗品売買等防止団体の代表者に報告するよう定められている必要がある。

(ウ) 特定情報を取り扱う者が、業務上必要と認められる職員に限定されるよう、その範囲を明らかにしておくことが必要である。

(エ) 利用者及び盗品売買等防止団体の職員による、盗品等に関する情報の目的外利用を禁ずる旨が定められている必要がある。

(オ) 利用者及び盗品売買等防止団体の職員による情報の不正な取扱いが判明した場合における速やかな実態調査、都道府県公安委員会への報告等の措置が定められている必要がある。

(カ) 特定情報を電子計算機を用いて処理又は管理する場合は、次の事項が定められている必要がある。

a 電子計算機の操作は、あらかじめ情報管理責任者の指定する者以外の者が行ってはならないこと。

b 情報管理責任者は、情報の出力等を行うために必要なパスワードを設定、

管理し、必要に応じてこれを変更すること。

- c 情報管理責任者は、電子計算機への不正なアクセスを防止するために必要な措置を講じることとし、特定情報へのアクセス状況について、定期的に点検するとともに、必要に応じて臨時点検を行い、その管理状況を盗品売買等防止団体の代表者に報告すること。

4 規則第23条第4号関係

「前各号に掲げるもののほか、回答業務を適正かつ確実に実施することができると認められるものであること」については、人的及び経理的基礎の有無、就業規則、職員給与規程、会計処理規程等の有無等、規則第23条第1号から同条第3号までに掲げる要件以外の観点から、適正かつ確実に回答業務を行い得るか判断するものである。

5 その他

都道府県ごとに一の盗品売買等防止団体に限って承認するという数的な限定はないので、規則に規定する要件を満たすものであれば、承認を受けることができる。

処 分 基 準

令和 7 年 3 月 10 日 作成

法 令 名：古物営業法
根 拠 条 項：第 6 条第 1 項及び第 2 項
処 分 の 概 要：古物営業の許可の取消し
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法第 4 条（許可の基準）
処 分 基 準： 古物営業法第 6 条第 1 項各号又は第 2 項に掲げるいずれかの事実が判明した場合は、以下のように帰責事由がない場合又は悪性が極めて軽微な場合であって、速やかに是正、回復等することができ、現に是正、回復等しようとしているときなどを除き、古物営業の許可の取消しを行うものとする。 ・ 法人の責めに帰すことのできない事由によって法第 4 条第 11 号に該当する場合であって、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課（TEL 017-723-4211）
備 考：

処分基準

令和7年3月10日作成

法 令 名：古物営業法
根 拠 条 項：第21条
処 分 の 概 要：古物の保管命令
原 権 者（委任先）：警察本部長又は警察署長
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 古物商が取り扱っている古物が盗品等（盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物をいう。以下同じ。）であると疑うに足りる相当な理由がある場合は、当該古物の保管命令を行うものとする。 なお、「相当な理由がある場合」とは、被害届、遺失届等に記載された物品と当該古物が同一のものである可能性がある場合、当該古物を持ち込んだ者が同種の物品に係る財産犯の被疑者である場合、当該古物の品目、価格、当該古物商の営業実態等から判断すれば当該古物が正当な取引過程において取り扱われたものとは考えられない場合等、社会通念上、盗品等であると疑う根拠が客観的に見て合理的に存在する場合である。
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課（TEL 017-723-4211）
備 考：

処分基準

令和7年3月10日作成

法	令	名：古物営業法
根	拠	条 項：第21条の7
処	分	の 概 要：競りの中止命令
原	権	者（委任先）：警察本部長又は警察署長
法	令	の 定 め：
処	分	基 準： 出品された古物について、盗品等（盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物をいう。以下同じ。）であると疑うに足りる相当な理由がある場合は、当該古物に係る競りの中止命令を行うものとする。 なお、「相当な理由がある場合」とは、財産犯の被害が発生していると認められ、その被害品と出品物との同一性が合理的に推認されるなど、社会通念上、盗品等であると疑う根拠が客観的に見て合理的に存在する場合である。
問	い	合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課（TEL 017-723-4211）
備	考	:

処 分 基 準

令和 7 年 3 月 10 日 作成

法 令 名：古物営業法
根 拠 条 項：第23条
処 分 の 概 要：古物商等に対する指示
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙「古物営業法に基づく指示、営業停止命令及び許可の取消しの基準」のとおり。
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課（TEL 017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準

令和 7 年 3 月 10 日 作成

法 令 名：古物営業法
根 拠 条 項：第24条第1項
処 分 の 概 要：古物営業の許可の取消し
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙「古物営業法に基づく指示、営業停止命令及び許可の取消しの基準」のとおり。
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課（TEL 017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準

令和 7 年 3 月 10 日 作成

法 令 名：古物営業法
根 拠 条 項：第24条
処 分 の 概 要：古物営業の停止命令
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙「古物営業法に基づく指示、営業停止命令及び許可の取消しの基準」のとおり。
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課（TEL 017-723-4211）
備 考：

別紙

古物営業法に基づく指示、営業停止命令及び許可の取消しの基準

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この基準は、古物商若しくは古物市場主又はこれらの代理人等（古物商又は古物市場主の代理人、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）が法令違反行為等を行った場合に、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が指示、営業停止命令又は許可の取消しを行うための要件等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示 古物営業法（昭和24年法律第108号。以下「法」という。）第23条の規定に基づき、古物商又は古物市場主に対し、必要な措置をとるべきことを指示することをいう。
- (2) 営業停止命令 法第24条の規定に基づき、古物商又は古物市場主に対し、その古物営業の停止を命ずることをいう。
- (3) 許可の取消し 法第24条第1項の規定に基づき、古物商又は古物市場主に対し、その古物営業の許可を取り消すことをいう。
- (4) 法令違反行為 古物営業に関し、法、法に基づく命令又は他の法令の規定に違反する行為をいう。
- (5) 法令違反行為等 法令違反行為又は処分（法に基づく処分をいう。ただし、この基準において、競りの中止命令及び許可の取消しを除く。以下同じ。）に違反する行為をいう。
- (6) 指示対象行為 指示の理由とした法令違反行為をいう。
- (7) 営業停止命令対象行為 営業停止命令の理由とした法令違反行為等をいう。
- (8) 営業停止期間 営業停止命令において古物商又は古物市場主が営業を停止しなければならないこととする期間をいう。

(法令違反行為等の分類)

第3条 法令違反行為等は、別表第1及び第2に定めるとおり、A、B、C、D、E、F及びIに分類するものとする。

第2章 指示

(指示を行うべき場合)

第4条 次の各号のいずれかに該当し、盗品等（盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物をいう。以下同じ。）の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害されるおそれがあると認められる場合は、指示を行うものとする。

- (1) 古物商又は古物市場主がB、C、D、E又はFに分類されるもの（処分に違反する行為を除く。）を行ったとき。
- (2) 古物商又は古物市場主がこれらの代理人等に対し、指導及び監督その他その代理人等による法令違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その代理人等がB、C、D、E又はFに分類されるもの（処分に違反する行為を除く。）を行ったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、古物商若しくは古物市場主又はこれらの代理人等がIに分類されるものを行った場合であって、盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害されるおそれがあると認められるとき。

(指示の個数)

第5条 1個の法令違反行為に対しては、1個の指示を行うものとする。ただし、2個以上の法令違反行為に対して1個の指示を行うこと、及び1個の指示において2個以上の事項を指示することを妨げない。

(指示の内容)

第6条 指示においては、次の各号に掲げる措置をとるべきことを指示するものとする。

- (1) 指示対象行為により生じた違法状態が解消されていないときに、当該違法状態を解消するための措置

(2) 指示対象行為と同種又は類似の法令違反行為が将来において行われることを防止するための措置

(3) 前2号に掲げる措置のほか、その業務の適正な実施を確保するために必要な措置

(4) 前各号に掲げる措置が確実にとられたか否かを確認する必要があるときに、当該措置の実施状況について公安委員会に報告する措置

2 前項第1号から第3号までに掲げる措置の内容は、具体的かつ実施可能なものであって、各号の目的を達成するために必要な最小限のものとしなければならない。

3 第一項各号に掲げる措置については、指示対象行為の態様、指示対象行為により生じた違法状態の残存の程度等を勘案し、期限を付すことができる。

第3章 営業停止命令

(営業停止命令を行うべき場合)

第7条 古物商若しくは古物市場主がB、C、D若しくはEに分類されるものを行った場合又は古物商若しくは古物市場主がこれらの代理人等に対し、指導及び監督その他その代理人等による法令違反行為等を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その代理人等がB、C、D若しくはEに分類されるものを行った場合であって、盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、営業停止命令を行うものとする。

2 古物商若しくは古物市場主がFに分類されるものを行った場合又は古物商若しくは古物市場主がこれらの代理人等に対し、指導及び監督その他その代理人等による法令違反行為等を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その代理人等がFに分類されるものを行った場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、営業停止命令を行うものとする。

(1) 当該法令違反行為等と同種又は類似の法令違反行為等が繰り返し行われているとき。

(2) 当該法令違反行為等が行われた日前5年以内に、当該古物商又は古物市場主が営業停止命令を受けたことがあるとき。

(3) 当該法令違反行為等が行われた日前3年以内に、当該古物商又は古物市場主が指示を受けたことがあるとき。

(4) 古物商若しくは古物市場主又はこれらの代理人等が当該法令違反行為等に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとしたとき。

(5) 前各号に掲げる場合その他の古物商若しくは古物市場主又はこれらの代理人等が引き続き古物営業を行った場合に盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。

(営業停止命令の範囲)

第8条 営業停止命令を行う古物商又は古物市場主に複数の営業所又は古物市場がある場合は、全ての営業所又は古物市場に対して営業停止命令を行うものとする。ただし、当該営業停止命令対象行為に関係する一部の営業所又は古物市場のみに対して営業停止命令を行うことで目的を達成できる場合には、その一部の営業所又は古物市場のみに対して営業停止命令を行うことができる。

(営業停止命令の個数)

第9条 1個の法令違反行為等については、1個の営業停止命令を行うものとする。

(営業停止命令に係る期間)

第10条 営業停止命令に係る基準期間、短期及び長期（以下それぞれ「基準期間」、「短期」及び「長期」という。）は、別表第1及び第2に定める法令違反行為等の分類に応じ、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

(1) B 基準期間は4月、短期は2月、長期は6月とする。

(2) C 基準期間は2月、短期は1月、長期は4月とする。

(3) D 基準期間は1月、短期は14日、長期は2月とする。

(4) E 基準期間は14日、短期は7日、長期は1月とする。

(5) F 基準期間は7日、短期は3日、長期は14日とする。

(営業停止命令の併合)

第11条 法令違反行為等が2個以上行われた場合に営業停止命令を行うときは、第9条の規定にかかわらず、1個の営業停止命令を行うものとする。

2 前項の場合における基準期間、短期及び長期は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。
ただし、1月は30日として算出し、1日に満たない端数が出る場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 基準期間 当該法令違反行為等について、前条に規定する基準期間のうち最も長いものにその2分の1の期間を加算したものとする。ただし、この期間は、当該法令違反行為等について前条に規定する基準期間を合計した期間（例：当該法令違反行為等がそれぞれB、Dに分類される2個であるときは、5月）及び6月を超えることはできない。

(2) 短期 当該法令違反行為等について、前条に規定する短期のうち最も長いものとする。

(3) 長期 当該法令違反行為等について、前条に規定する長期のうち最も長いものにその2分の1の期間を加算したものとする。ただし、この期間は、当該法令違反行為等について前条に規定する長期を合計した期間（例：当該法令違反行為等がそれぞれC、Eに分類される2個であるときは、5月）及び6月を超えることはできない。

（観念的競合等）

第12条 1個の行為が2個以上の法令違反行為等に該当する場合又は法令違反行為等に該当する行為の手段若しくは結果である行為が他の法令違反行為等にも該当する場合は、第9条の規定にかかわらず、1個の営業停止命令を行うものとする。

2 前項に該当する場合は、各法令違反行為等について第10条に規定する基準期間、短期及び長期のうち、最も長いものをそれぞれ基準期間、短期及び長期とする。

（常習違反加重）

第13条 古物商又は古物市場主が営業停止命令を受けた日から5年以内に、当該古物商又は古物市場主に再び営業停止命令を行うときは、第10条の規定にかかわらず、当該法令違反行為等について同条に規定する基準期間、短期及び長期にそれぞれ2を乗じた期間を基準期間、短期及び長期とする。ただし、これらの期間は6月を超えることはできない。

(営業停止期間の決定)

第14条 営業停止期間は、第10条から前条までに規定する基準期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、第10条から前条までの規定に基づく短期を下限とし、基準期間より短い期間を営業停止期間とすることができる。

- (1) 営業停止命令対象行為による盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害される程度が低いと認められるとき。
- (2) 古物商若しくは古物市場主又はこれらの代理人等が暴行又は脅迫を受けて営業停止命令対象行為を行ったとき。
- (3) 代理人等が営業停止命令対象行為を行うことを防止できなかったことについて、その古物商又は古物市場主の過失が極めて軽微であると認められるとき。
- (4) 古物商又は古物市場主が、営業停止命令対象行為と同種若しくは類似の法令違反行為等が将来において行われることを防止するための措置又は営業停止命令対象行為により生じた違法状態を解消するための措置を自主的にとり、かつ、改^{しゅん}悛の情が著しいとき。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、第10条から前条までの規定に基づく長期を上限とし、基準期間より長い期間を営業停止期間とすることができる。

- (1) 営業停止命令対象行為の態様が極めて悪質であるとき。
- (2) 法令又は処分に違反した程度が著しく大きいとき。
- (3) 営業停止命令対象行為による盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害される程度が著しく高いと認められるとき。
- (4) 当該営業停止命令対象行為が行われた日前5年以内に、同種又は類似の法令違反行為等を理由として、当該古物商又は古物市場主が指示又は営業停止命令を受けたとき。
- (5) 代理人等が営業停止命令対象行為を行うことを防止できなかったことについて、その古物商又は古物市場主の過失が極めて重大であると認められるとき。
- (6) 古物商若しくは古物市場主又はこれらの代理人等が営業停止命令対象行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとするなど情状が特に重いとき。

第4章 許可の取消し

(許可の取消しを行うべき場合)

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合は、許可の取消しを行うものとする。

- (1) 古物商又は古物市場主がAに分類されるものを行ったとき。
- (2) 古物商又は古物市場主がこれらの代理人等に対し、指導及び監督その他その代理人等による法令違反行為等を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その代理人等がAに分類されるものを行ったとき。
- (3) 営業停止命令期間が6月であって、前条第3項各号のいずれかに該当するとき。
- (4) 古物商又は古物市場主が60日以上営業停止命令を受けた日から1年以内に、当該営業停止命令の理由となった法令違反又は処分違反に係る法令の規定又は処分と同一の法令の規定又は処分に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、法令違反行為等（Iに分類されるものを除く。）を行った古物商若しくは古物市場主又はこれらの代理人等が法令違反行為等を繰り返すおそれが極めて強く、古物商又は古物市場主が引き続き古物営業を行った場合に盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。

(情状による軽減)

第16条 前条各号のいずれかに該当する場合であっても、情状により特に処分を軽減すべき事由があるときは、同条の規定にかかわらず、許可の取消しに代えて営業停止命令を行うことができるものとする。

(指示、営業停止命令及び許可の取消しの関係)

第17条 許可の取消しを行うときは、指示及び営業停止命令は行わないものとする。

- 2 営業停止命令を行う場合に、法令違反状態の解消等のため必要があるときは、当該営業停止命令対象行為に対し、指示を併せて行うことができる。

別表第 1（第 3 条関係）

法令違反行為等	関係条項	分類
(1) 偽りその他不正手段により許可を受ける行為	法第 3 条←法第31条第 2 号	A
(2) 名義貸し	法第 9 条←法第31条第 3 号	A
(3) 営業停止命令違反	法第24条←法第31条第 4 号	A
(4) 古物商の営業制限違反	法第14条第 1 項←法第32条	C
(5) 古物市場での取引制限違反	法第14条第 3 項←法第33条第 1 号	D
(6) 確認等義務違反	法第15条第 1 項←法第33条第 1 号	D
(7) 帳簿等備付け義務違反	法第18条第 1 項←法第33条第 1 号	D
(8) 品触れ相当品届出義務違反	法第19条第 3 項、第 4 項←法第33条第 1 号	C
(9) 帳簿等記載等義務違反・帳簿等虚偽記載	法第16条、法第17条←法第33条第 2 号	D
(10) 帳簿等毀損等届出義務違反・帳簿毀損届出等虚偽記載	法第18条第 2 項←法第33条第 3 号	D
(11) 品触書保存等義務違反	法第19条第 2 項←法第33条第 4 号	D
(12) 保管命令違反	法第21条←法第33条第 5 号	C
(13) 許可申請書等虚偽記載	法第 5 条第 1 項←法第34条第 1 号	D
(14) 競り売り届出義務違反・競り売り届出書虚偽記載	法第10条第 1 項、第 3 項←法第34条第 2 号	D
(15) 変更届出義務等違反・変更届出虚偽記載	法第 7 条第 1 項、第 2 項、第 4 項←法第35条第 1 号	E
(16) 許可証返納義務違反	法第 8 条第 1 項←法第35条第 2 号	F
(17) 許可証携帯義務違反	法第11条第 1 項←法第35条第 2 号	F
(18) 行商従業者証携帯義務違反	法第11条第 2 項←法第35条第 2 号	F
(19) 標識掲示等義務違反	法第12条←法第35条第 2 号	F
(20) 立入検査等の拒否等	法第22条第 1 項←法第35条第 3 号	D
(21) 報告義務違反・虚偽報告	法第22条第 3 項←法第35条第 4 号	D
(22) 許可証亡失等届出義務違反	法第 5 条第 4 項	F

(23)	許可証等提示義務違反	法第11条第3項	F
(24)	管理者選任義務違反	法第13条第1項	F
(25)	古物商の不正品申告義務違反	法第15条第3項	D
(26)	指示処分違反	法第23条	B

別表第2（第3条関係）

法令違反行為	分類
(1) 刑法第240条、第241条又は第243条（第240条又は第241条第3項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	B
(2) 刑法第95条、第137条（製造に係る部分を除く。）、第141条（第137条（製造に係る部分を除く。）に係る部分に限る。）、第152条、第235条、第236条、第238条、第239条、第243条（第235条、第236条、第238条又は第239条に係る部分に限る。）、第246条から第250条まで、第252条から第254条まで、第256条、第258条又は第259条に規定する罪に当たる行為	C
(3) 刑法第140条（あへん煙を吸食するための器具の所持に係る部分に限る。）、第141条（第140条のあへん煙を吸食するための器具の所持に係る部分に限る。）又は第237条に規定する罪に当たる行為	D
(4) 刑法第175条第1項（物の頒布に係る部分に限る。）、第2項（所持に係る部分に限る。）、第261条又は第263条に規定する罪に当たる行為	E
(5) 盗犯等の防止及び処分に関する法律第2条又は第3条に規定する罪に当たる行為	C
(6) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第3条第1項第13号、第14号、第2項（第1項第14号に掲げる罪に係るものに限る。）、第4条（第3条第1項第13号、第14号又は第3条第2項（第1項第14号に係る部分に限る。）に掲げる罪に係るものに限る。）、第10条（第3項に係る部分を除く。）又は第11条に規定する罪に当たる行為	C
(7) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第3項に規定する罪に当たる行為	D
(8) 印紙犯罪処罰法第2条（交付又は輸入に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	C
(9) 臘虎臘肭獸獵獲取締法第5条（第1条第1項の販売又は第2項の所持に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	D
(10) 印紙等模造取締法第2条（第1条第1項の輸入、販売又は頒布に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	D
(11) 産業標準化法第78条第3号に規定する罪に当たる行為	D
(12) 外国為替及び外国貿易法第69条の6（第2項第1号に係る部分を除く。）、第69条の7第1項第3号から第5号まで又は第70条第1項第6号（貴金属の輸出又は輸入に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	C
(13) 外国為替及び外国貿易法第71条第1号（貴金属の輸出又は輸入に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	D
(14) 文化財保護法第193条又は第194条に規定する罪に当たる行為	C
(15) 関税法第108条の4第2項、第3項、第5項、第109条又は第112条に規定する罪に当たる行為	C

(16) 銃砲刀剣類所持等取締法第31条の2第2項又は第3項（第2項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	B
(17) 銃砲刀剣類所持等取締法第31条の3第1項、第3項第1号、第2号、第4項（第3項第1号又は第2号に係る部分に限る。）、第31条の4第2項、第3項（第2項に係る部分に限る。）、第31条の7第2項、第3項（第2項に係る部分に限る。）、第31条の8、第31条の9第2項、第3項（第2項に係る部分に限る。）、第31条の11第1項第1号、第2号、第2項、第31条の12（第31条の2第2項に係る部分に限る。）、第31条の13（第31条の2第2項に係る部分に限る。）、第31条の15、第31条の16第1項第1号から第3号まで、第2項又は第31条の17第1項（第31条の2第2項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	C
(18) 銃砲刀剣類所持等取締法第31条の17（第1項に係る部分を除く。）、第31条の18第2項第1号、第32条第1号、第4号、第5号又は第33条第1号に規定する罪に当たる行為	D
(19) 銃砲刀剣類所持等取締法第35条第2号（第22条の2第1項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	F
(20) 特許法第196条の2（第101条の譲渡、輸入又は所持する行為に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	C
(21) 実用新案法第56条（第28条により侵害するものとみなされる行為のうち譲渡、輸入又は所持する行為に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	C
(22) 意匠法第69条の2（第38条の譲渡、輸入又は所持する行為に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	C
(23) 商標法第78条の2（第37条又は第67条の譲渡、輸入又は所持する行為に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	C
(24) 電気用品安全法第57条第3号（販売に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	D
(25) 印紙税法第22条第3号（第16条の販売又は所持に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	D
(26) 著作権法第119条第2項第3号（第113条第1項第2号の申出に係る部分を除く。）、第120条の2第1号（譲渡、輸入又は所持に係る部分に限る。）、第5号（第113条第8項第3号の頒布、輸入又は所持に係る部分に限る。）又は第6号（第113条第10項の輸入、頒布又は所持に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	C
(27) 著作権法第121条又は第121条の2（頒布又は所持に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	D
(28) 郵便切手類模造等取締法第2条（第1条第1項の輸入、販売又は頒布に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	D
(29) 消費生活用製品安全法第58条第1号（第4条第1項の販売に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	D

(30) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第10条第1号（第5条の販売又は授与に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	D
(31) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第57条の2（第12条第1項又は第15条第1項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	C
(32) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第58条第2号（第17条に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	D
(33) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第63条第6号（第21条第3項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	F
(34) 不正競争防止法第21条第3項第1号（第2条第1項第1号又は第20号の譲渡、引渡し、輸出又は輸入に係る部分に限る。）、第3号（第2条第1項第3号の譲渡、輸出又は輸入に係る部分に限る。）又は第7号（第16条又は第17条の譲渡、引渡し、輸出又は輸入に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	C
(35) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第3条又は第4条に規定する罪に当たる行為	C
(36) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条第2項、第3項（所持、輸入又は輸出に係る部分に限る。）、第6項又は第7項（所持、輸入又は輸出に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	C
(37) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第83条第1項第4号（第25条第1項又は第26条第1項に係る部分に限る。）又は第84条第1項第5号（第16条第2項又は第27条の譲渡し、譲受け、販売、引渡し又は引受けに係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	D
(38) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第16条（第3条に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	D
(39) 消費者安全法第51条第1号（第41条第1項の譲渡又は引渡しに係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	C
(40) 軽犯罪法第1条第17号に規定する罪に当たる行為	I
(41) 質屋営業法第30条に規定する罪に当たる行為	C
(42) 質屋営業法第31条、第32条又は第33条第2号に規定する罪に当たる行為	D
(43) 質屋営業法第33条第1号に規定する罪に当たる行為	F
(44) 古物営業法施行規則第6条、第13条、第15条第4項又は第17条第3項に違反する行為	I
(45) 法又は法に基づく命令以外の法令の規定に違反する行為で(1)から(44)までに掲げる行為以外のもの（罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものに限る。）	F
(46) 法又は法に基づく命令以外の法令の規定に違反する行為で(1)から(44)までに掲げる行為以外のもの（罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものを除く。）	I

(47) (1)から(46)までのいずれかに掲げる法令違反行為（罰則の適用があるものに限る。）を教唆し、若しくは幫助する行為又は当該行為を教唆する行為	当該法令違反行為に係る分類と同一の分類
---	---------------------

処 分 基 準

令和 7 年 3 月 10 日 作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第23条
処 分 の 概 要：質物等の保管命令
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 質屋が所持している物品が盗品等（盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物をいう。以下同じ。）又は遺失物であると疑うに足りる相当な理由がある場合は、当該物品の保管命令を行うものとする。 なお、「相当な理由がある場合」とは、被害届、遺失届等に記載された物品と当該質物が同一のものである可能性がある場合、当該質物を持ち込んだ者が同種の物品に係る財産犯の被疑者である場合、当該質物の品目、価格、当該質屋の営業実態等から判断すれば当該質物が正当な取引過程において取り扱われたものとは考えられない場合等、社会通念上、盗品等又は遺失物であると疑う根拠が客観的に見て合理的に存在する場合である。
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課（TEL 017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準

令和 7 年 3 月 10 日 作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第25条第1項
処 分 の 概 要：質屋の許可の取消し、質屋営業の停止命令
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め：質屋営業法第3条（許可の基準）
処 分 基 準： 別紙「質屋営業法に基づく営業停止命令及び許可の取消しの基準」のとおり。
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課（TEL 017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準

令和 7 年 3 月 10 日 作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第25条第2項
処 分 の 概 要：質屋の許可の取消し、質屋営業の停止命令
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙「質屋営業法に基づく営業停止命令及び許可の取消しの基準」のとおり。
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課（TEL 017-723-4211）
備 考：

別紙

質屋営業法に基づく営業停止命令及び許可の取消しの基準

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この基準は、質屋（質屋が未成年者又は成年被後見人である場合は、その法定代理人を含む。以下同じ。）又はその代理人等（質屋の代理人又は使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）が法令違反行為を行った場合に、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が営業停止命令又は許可の取消しを行うための要件等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 営業停止命令 質屋営業法（昭和25年法律第158号。以下「法」という。）第25条の規定に基づき、質屋に対し、その質屋営業の停止を命ずることをいう。
- (2) 許可の取消し 法第25条の規定に基づき、質屋に対し、その質屋営業の許可を取り消すことをいう。
- (3) 法令違反行為 質屋営業に関し、法、法に基づく命令又は他の法令の規定に違反する行為をいう。
- (4) 営業停止命令対象行為 営業停止命令の理由とした法令違反行為をいう。
- (5) 営業停止期間 営業停止命令において質屋が営業を停止しなければならないこととする期間をいう。

(法令違反行為の分類)

第3条 法令違反行為は、別表第1及び第2に定めるとおり、A、B、C、D、E、F、G及びHに分類するものとする。

第2章 営業停止命令

(営業停止命令を行うべき場合)

第4条 次の各号のいずれかに該当し、盗品等（盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物をいう。以下同じ。）の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認められる場合は、営業停止命令を行うものとする。

- (1) 質屋がB、C又はDに分類されるものを行ったとき。
- (2) 質屋がE、F、G又はHに分類されるものを行ったことにより罰金刑に処せられたとき。
- (3) 質屋がその代理人等に対し、指導及び監督その他その代理人等による法令違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その代理人等がB、C又はDに分類されるものを行ったとき。

(営業停止命令の個数)

第5条 1個の法令違反行為については、1個の営業停止命令を行うものとする。

(営業停止命令に係る期間)

第6条 営業停止命令に係る基準期間、短期及び長期（以下それぞれ「基準期間」、「短期」及び「長期」という。）は、別表第1及び第2に定める法令違反行為の分類に応じ、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

- (1) E 基準期間は4月、短期は2月、長期は6月とする。
- (2) B及びF 基準期間は2月、短期は1月、長期は4月とする。
- (3) C及びG 基準期間は1月、短期は14日、長期は2月とする。
- (4) D及びH 基準期間は14日、短期は7日、長期は1月とする。

(営業停止命令の併合)

第7条 法令違反行為等が2個以上行われた場合に営業停止命令を行うときは、第5条の規定にかかわらず、1個の営業停止命令を行うものとする。

2 前項の場合における基準期間、短期及び長期は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

ただし、1月は30日として算出し、1日に満たない端数が出る場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 基準期間 当該法令違反行為について、前条に規定する基準期間のうち最も長いものにその2分の1の期間を加算したものとする。ただし、この期間は、当該法令違反行為について前条に規定する基準期間を合計した期間（例：当該法令違反行為がそれぞれC、Eに分類される2個であるときは、5月）を超えることはできない。
- (2) 短期 当該法令違反行為について、前条に規定する短期のうち最も長いものとする。
- (3) 長期 当該法令違反行為について、前条に規定する長期のうち最も長いものにその2分の1の期間を加算したものとする。ただし、この期間は、当該法令違反行為について前条に規定する長期を合計した期間（例：当該法令違反行為がそれぞれC、Eに分類される2個であるときは、8月）を超えることはできない。

（観念的競合等）

第8条 1個の行為が2個以上の法令違反行為に該当する場合又は法令違反行為に該当する行為の手段若しくは結果である行為が他の法令違反行為にも該当する場合は、第5条の規定にかかわらず、1個の営業停止命令を行うものとする。

2 前項に該当する場合は、各法令違反行為について第6条に規定する基準期間、短期及び長期のうち、最も長いものをそれぞれ基準期間、短期及び長期とする。

（常習違反加重）

第9条 質屋が営業停止命令を受けた日から3年以内に、当該質屋に再び営業停止命令を行うときは、第5条の規定にかかわらず、当該法令違反行為について同条に規定する基準期間、短期及び長期にそれぞれ2を乗じた期間を基準期間、短期及び長期とする。

（営業停止期間の決定）

第10条 営業停止期間は、第6条から前条までに規定する基準期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条から前条までの規定に基づく短期を下限とし、基準期間より短い期間を営業停止期間とすることができる。

- (1) 営業停止命令対象行為による盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害される程度が低いと認められるとき。

- (2) 質屋又はその代理人等が暴行又は脅迫を受けて営業停止命令対象行為を行ったとき。
- (3) 代理人等が営業停止命令対象行為を行うことを防止できなかったことについて、その質屋の過失が極めて軽微であると認められるとき。
- (4) 質屋が、営業停止命令対象行為と同種若しくは類似の法令違反行為が将来において行われることを防止するための措置又は営業停止命令対象行為により生じた違法状態を解消するための措置を自主的にとっており、かつ、改^{しゅん}悛の情が著しいとき。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条から前条までの規定に基づく長期を上限とし、基準期間より長い期間を営業停止期間とすることができる。

- (1) 営業停止命令対象行為の態様が極めて悪質であるとき。
- (2) 法令に違反した程度が著しく大きいとき。
- (3) 営業停止命令対象行為による盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害される程度が著しく高いと認められるとき。
- (4) 当該営業停止命令対象行為が行われた日前3年以内に、同種又は類似の法令違反行為を理由として、当該質屋が営業停止命令を受けたとき。
- (5) 代理人等が営業停止命令対象行為を行うことを防止できなかったことについて、その質屋の過失が極めて重大であると認められるとき。
- (6) 質屋又はその代理人等が営業停止命令対象行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとするなど情状が特に重いとき。

第3章 許可の取消し

(許可の取消しを行うべき場合)

第11条 次の各号のいずれかに該当し、質屋に帰責事由がない場合又は悪性が極めて軽微な場合であって、速やかに是正、回復等することができ、現に是正、回復しようとしているときなどを除き、許可の取消しを行うものとする。

- (1) 質屋が他の法令に違反して、禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 質屋（質屋が未成年者である場合の法定代理人を除く。）が法第3条第1項第3号、第4

号、第6号又は第9号に該当したとき。

- (3) 質屋が法人である場合に、その業務を行う役員が、法第3条第1項第1号、第3号から第7号までに該当するとき、又は許可の取消しをしようとする日前3年以内に、法第5条の規定に違反して罰金の刑に処せられた者があるに至ったとき。
- (4) 質屋の法定代理人が、法第3条第1項第1号、第3号、第4号若しくは第7号に該当し、又はそのいずれかに該当するに至ったとき。

2 前項に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可の取消しを行うものとする。

- (1) 質屋がAに分類されるものを行ったとき。
- (2) 質屋がその代理人等に対し、指導及び監督その他その代理人等による法令違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その代理人等がAに分類されるものを行ったとき。
- (3) 営業停止命令期間が1年であって、前条第3項各号のいずれかに該当するとき。
- (4) 許可の取消しを行おうとする日前1年以内に、質屋が60日以上営業停止命令を受けていた場合であって、当該営業停止命令対象行為に係る法令の規定と同一の法令の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、法令違反行為を行った質屋又はその代理人等が法令違反行為を繰り返すおそれが極めて強く、質屋が引き続き質屋営業を行った場合に盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。

(情状による軽減)

第12条 前条第2項各号のいずれかに該当する場合であっても、情状により特に処分を軽減すべき事由があるときは、同項の規定にかかわらず、許可の取消しに代えて営業停止命令を行うことができるものとする。

(営業停止命令及び許可の取消しの関係)

第13条 許可の取消しを行うときは、営業停止命令は行わないものとする。

(二以上の営業所を有する質屋に対する許可の取消し等)

第14条 二以上の営業所を有する質屋が、一の営業所について許可を取り消された場合は、許可を取り消された原因である法令違反行為をその代理人等が行い、かつ、当該法令違反行為が当該一の営業所の営業に関するものに限られるときを除き、他の営業所についても許可の取消しを行うものとする。

2 二以上の営業所を有する質屋が、一の営業所について営業停止を命じられた場合は、当該営業停止命令対象行為をその代理人等が行い、かつ、当該営業停止命令対象行為が当該一の営業所の営業に関するものに限られるときを除き、他の営業所についても営業停止命令を行うものとする。

別表第 1（第 3 条関係）

法令違反行為	関係条項	分類
(1) 無許可営業	法第 5 条←法第30条	A
(2) 名義貸し	法第 6 条←法第30条	A
(3) 営業制限違反	法第11条←法第31条	B
(4) 無許可営業所移転等	法第 4 条第 1 項←法第32条	C
(5) 確認義務違反	法第12条前段←法第32条	C
(6) 帳簿等記載等義務違反	法第13条←法第32条	C
(7) 帳簿保存義務違反	法第14条第 1 項←法第32条	C
(8) 品触書保存等義務違反	法第20条第 2 項←法第32条	C
(9) 品触れ相当品届出義務違反	法第20条第 3 項←法第32条、 法第34条	B
(10) 変更等届出義務違反	法第 4 条第 2 項←法第33条 第 1 号	C
(11) 許可証亡失等届出義務違反	法第 8 条第 3 項←法第33条 第 1 号	C
(12) 許可証返納義務違反	法第 9 条←法第33条第 1 号	C
(13) 標識掲示等義務違反	法第10条←法第33条第 1 号	C
(14) 帳簿毀損等届出義務違反	法第14条第 2 項←法第33条 第 1 号	C
(15) 質契約内容掲示義務違反	法第16条第 1 項←法第33条 第 1 号	C
(16) 三月未満の流質期限の定め	法第16条第 2 項←法第33条 第 1 号	C
(17) 掲示内容違反契約	法第16条第 3 項←法第33条 第 1 号	C
(18) 立入検査等の拒否等	法第24条第 1 項←法第33条 第 2 号	B
(19) 質物の保管設備の基準違反	法第 7 条第 3 項	D
(20) 許可証再交付申請違反（許可証滅失時に係る部分に限る。）	法第 8 条第 4 項	D
(21) 不正品申告義務違反	法第12条後段	C
(22) 質受証交付義務違反	法第15条第 1 項	D
(23) 受取権者確認義務違反	法第17条第 2 項	D
(24) 質物が滅失した場合等の通知義務違反	法第19条第 1 項	D
(25) 損害賠償請求権放棄契約	法第19条第 3 項	D

別表第2（第3条関係）

法令違反行為	分類
(1) 刑法第95条、第152条、第235条、第243条（第235条に係る部分に限る。）、第247条、第250条（第247条に係る部分に限る。）、第256条第2項又は第261条に規定する罪に当たる行為	E
(2) 刑法第175条第1項（物の頒布に係る部分に限る。）、第2項（所持に係る部分に限る。）、第254条又は第263条に規定する罪に当たる行為	F
(3) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条（第3項に係る部分を除く。）又は第11条に規定する罪に当たる行為	E
(4) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第3項に規定する罪に当たる行為	F
(5) 臘虎臘肭獸獵取締法第5条（第1条第1項の販売又は第2項の所持に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	F
(6) 印紙等模造取締法第2条（第1条第1項の輸入、販売又は頒布に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	F
(7) 産業標準化法第78条第3号に規定する罪に当たる行為	F
(8) 外国為替及び外国貿易法第69条の6（第2項第1号に係る部分を除く。）、第69条の7第1項第3号から第5号まで又は第70条第1項第6号（貴金属の輸出又は輸入に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	E
(9) 外国為替及び外国貿易法第71条第1号（貴金属の輸出又は輸入に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	F
(10) 文化財保護法第193条又は第194条に規定する罪に当たる行為	E
(11) 関税法第108条の4第2項、第3項、第5項、第109条又は第112条に規定する罪に当たる行為	E
(12) 銃砲刀剣類所持等取締法第31条の2第2項、第3項（第2項に係る部分に限る。）、第31条の3第3項第1号、第2号、第4項（第3項第1号、第2号に係る部分に限る。）、第31条の4第2項、第3項（第2項に係る部分に限る。）、第31条の7第2項、第3項（第2項に係る部分に限る。）、第31条の8、第31条の9第2項、第3項（第2項に係る部分に限る。）、第31条の11第1項第1号、第2号、第2項、第31条の12（第31条の2第2項に係る部分に限る。）、第31条の13（第31条の2第2項に係る部分に限る。）、第31条の15、第31条の16第1項第1号、第2号、第3号、第2項又は第31条の17第1項（第31条の2第2項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	E
(13) 銃砲刀剣類所持等取締法第31条の17（第1項に係る部分を除く。）、第31条の18第1号、第32条第1号、第4号、第5号又は第33条第1号に規定する罪に当たる行為	F
(14) 銃砲刀剣類所持等取締法第35条第2号（第22条の2第1項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	G

(15) 特許法第196条の2（第101条の譲渡、輸入又は所持する行為に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	E
(16) 実用新案法第56条（第28条により侵害するものとみなされる行為のうち譲渡、輸入又は所持する行為に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	E
(17) 意匠法第69条の2（第38条の譲渡、輸入又は所持する行為に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	E
(18) 商標法第78条の2（第37条の譲渡、輸入若しくは所持する行為に係る部分又は第67条の譲渡、輸入若しくは所持する行為に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	E
(19) 電気用品安全法第57条第3号（販売に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	F
(20) 印紙税法第22条第3号（第16条の販売又は所持に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	F
(21) 著作権法第119条第2項第3号（第113条第1項第2号の申出に係る部分を除く。）、第120条の2第1号（譲渡、輸入又は所持に係る部分に限る。）、第5号（第113条第8項第3号の頒布、輸入又は所持に係る部分に限る。）又は第6号（第113条第10項の輸入、頒布又は所持に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	E
(22) 著作権法第121条又は第121条の2（頒布又は所持に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	F
(23) 郵便切手類模造等取締法第2条（第1条第1項の輸入、販売又は頒布に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	F
(24) 消費生活用製品安全法第58条第1号（第4条第1項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	F
(25) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第10条第1号（第5条の販売又は授与に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	F
(26) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第57条の2（第12条第1項又は第15条第1項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	E
(27) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第58条第2号（第17条に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	F
(28) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第63条第6号（第21条第3項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	G
(29) 不正競争防止法第21条第2項第1号（第2条第1項第1号又は第20号の譲渡、引渡し、輸出又は輸入に係る部分に限る。）、第3号（第2条第1項第3号の譲渡、輸出又は輸入に係る部分に限る。）又は第7号（第16条又は第17条の譲渡、引渡し、輸出又は輸入に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	E
(30) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第3条又は第4条に規定する罪に当たる行為	E

(31) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条第2項、第3項（所持、輸入又は輸出に係る部分に限る。）、第6項又は第7項（所持、輸入又は輸出に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	E
(32) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第83条第1項第4号（第25条第1項又は第26条第1項に係る部分に限る。）又は第84条第1項第5号（第16条第2項又は第27条の譲渡し、譲受け、販売、引渡し又は引受けに係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	F
(33) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第16条（第3条に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	F
(34) 消費者安全法第51条第1号（第41条第1項の譲渡又は引渡しの禁止に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	E
(35) 古物営業法第31条に規定する罪に当たる行為	E
(36) 古物営業法第32条又は第33条（第5号（第21条の7の規定による警察本部長等の命令違反に係る部分に限る。）を除く。）に規定する罪に当たる行為	F
(37) 古物営業法第34条第1号、第2号又は第35条（第1号（第10条の2第2項の規定違反に係る部分に限る。）を除く。）に規定する罪に当たる行為	G
(38) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第5条、第5条の2、第5条の3又は第8条に規定する罪に当たる行為	E
(39) 法又は法に基づく命令以外の法令の規定に違反する行為で(1)から(38)までに掲げる行為以外のもの（罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものに限る。）	H
(40) (1)から(39)までのいずれかに掲げる法令違反行為（罰金以上の刑が定められている罰則 ^{ほう} の適用があるものに限る。）を教唆し、若しくは幫助する行為又は当該行為を教唆する行為	当該法令違反行為に係る分類と同一の分類

処 分 基 準

令和 7 年 3 月 10 日 作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第 8 条
処 分 の 概 要：警備業の認定の取消し
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法第 3 条（警備業の要件）、第 4 条（認定）、第 7 条（認定の有効期間の更新）
処 分 基 準： 警備業法第 8 条各号に掲げるいずれかに該当し、以下のように帰責事由がない場合又は悪性が極めて軽微な場合であって、速やかに是正、回復等を行うことができ、現に是正、回復等しようとしているときなどを除き、警備業の認定の取消しを行うものとする。 ・ 法人の責めに帰すことのできない事由により、法第 3 条第 10 号に該当する場合であって、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課（TEL 017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準

令和 7 年 3 月 10 日 作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第22条第7項
処 分 の 概 要：警備員指導教育責任者資格者証の返納命令
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法第3条第1号～第6号（警備業の要件）、第22条第2項（警備員指導教育責任者資格者証の交付）
処 分 基 準： 警備業法第22条第7項各号に掲げるいずれかに該当し、警備員指導教育責任者として不適当であると認められる場合は、資格者証の返納命令を行うものとする。 ここで、同項第3号に基づいて資格者証の返納を命ずる場合とは、故意による警備員の指導計画又は教育計画の作成懈怠、偽りの計画作成、明らかに違法な警備業務の指導、故意による長期の指導教育実施の懈怠等、その警備員指導教育責任者の態様、動機等によって悪質な法令違反を犯した場合をいう。
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課（TEL 017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準

令和 7 年 3 月 10 日 作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第23条第5項において準用する第22条第7項
処 分 の 概 要：合格証明書の返納命令
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法第3条第1号～第7号（警備業の要件）、第23条第4項（合格証明書の交付）
処 分 基 準： 警備業法第23条第5項において準用する同法第22条第7項各号に掲げるいずれかに該当し、警備員として不適当であると認められる場合は、合格証明書の返納命令を行うものとする。 ここで、同項第3号に基づいて合格証明書の返納を命ずる場合とは、警察官の制服に殊更に似せた服装による警備業務の実施、携帯を禁止されている護身用具であつて著しく危険なものを携帯しての警備業務の実施等、その警備員の態様、動機等によって悪質な法令違反を犯した場合をいう。
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課（TEL 017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準

令和 7 年 3 月 10 日 作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第42条第3項において準用する第22条第7項
処 分 の 概 要：機械警備業務管理者資格者証の返納命令
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法第3条第1号～第6号等（警備業の要件）、第42条第2項（機械警備業務管理者資格者証の交付）
処 分 基 準： 警備業法第42条第3項において準用する同法第22条第7項各号のいずれかに該当し、機械警備業務管理者として不適當であると認められる場合は、資格者証の返納命令を行うものとする。 ここで、同項第3号に基づいて資格者証の返納を命ずる場合とは、故意による警備業務用機械装置の運用計画又は指令業務に関する基準の作成懈怠、偽りの計画等の作成、明らかに違法な指令業務の指導、故意による長期の監督又は指導の懈怠等、その機械警備業務管理者の態様、動機等によって悪質な法令違反を犯した場合をいう。
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課（TEL 017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準

令和 7 年 3 月 10 日 作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第48条
処 分 の 概 要：警備業者に対する指示
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙「警備業法に基づく指示及び営業停止命令の基準」のとおり
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課（TEL 017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準

令和 7 年 3 月 10 日 作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第49条第1項
処 分 の 概 要：警備業務に係る営業の停止命令
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙「警備業法に基づく指示及び営業停止命令の基準」のとおり
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課（TEL 017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準

令和 7 年 3 月 10 日 作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第49条第2項
処 分 の 概 要：営業の廃止命令
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法第3条（警備業の要件）、第5条第3項（警備業の要件に該当する旨の通知）、第7条第3項（認定の有効期間を更新しない旨の通知）、第8条（認定の取消し）
処 分 基 準： 次の場合は、営業の廃止命令を行うものとする。 1 警備業法第49条第2項第1号に該当する場合 2 警備業法第49条第2項第2号に該当する場合 3 警備業法第49条第2項第3号に該当する場合（その営業が警備業に当たることについての認識が全くなく、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情があり、かつ、指導又は警告に従って営業を廃止することが確実であるときを除く。）
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課（TEL 017-723-4211）
備 考：

別紙

警備業法に基づく指示及び営業停止命令の基準

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この基準は、警備業者又はその警備員が法令違反行為等を行った場合に、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が指示又は営業停止命令を行うための要件等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第48条の規定に基づき、警備業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することをいう。
- (2) 営業停止命令 法第49条第1項の規定に基づき、警備業者に対し、その警備業務に係る営業の停止を命ずることをいう。
- (3) 法令違反行為 警備業に関し、法、法に基づく命令、法第17条第1項の規定に基づく都道府県公安委員会規則又は他の法令の規定に違反する行為をいう。
- (4) 法令違反行為等 法令違反行為又は指示に違反する行為をいう。
- (5) 指示対象行為 指示の理由とした法令違反行為をいう。
- (6) 営業停止命令対象行為 営業停止命令の理由とした法令違反行為等をいう。
- (7) 営業停止期間 営業停止命令において警備業者が営業を停止しなければならないこととする期間をいう。

(法令違反行為等の分類)

第3条 法令違反行為等は、別表第1及び第2に定めるとおり、A、B、C、D、E、F、O及びIに分類するものとする。

第2章 指示

(指示を行うべき場合)

第4条 次の各号のいずれかに該当し、警備業務の適正な実施が害されるおそれがあると認められる場合は、指示を行うものとする。

- (1) 警備業者が重大な法令違反行為としてA、B、C、D、E、F又はOに分類されるもの（指示に違反する行為を除く。）を行ったとき。
- (2) 警備業者がその警備員に対し、指導及び監督その他その警備員による法令違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その警備員が重大な法令違反行為としてA、B、C、D、E、F又はOに分類されるもの（指示に違反する行為を除く。）を行ったとき。
- (3) 警備業者又はその警備員が法令違反行為を行った場合であって、次のいずれかに掲げるとき。

イ 当該法令違反行為が行われた日前5年以内に、当該警備業者が指示又は営業停止命令を受けたことがあるとき。

ロ 当該法令違反行為が行われた日前3年以内に、当該警備業者又はその警備員（当該法令違反行為を行った者以外の者を含む。）若しくは当該警備業者の警備員であった者が、当該警備業者の警備業務に関して法令違反行為を行ったことがあるとき。

ハ イ又はロに掲げる場合のほか、当該法令違反行為の原因となった事由が解消されていないとき、当該法令違反行為により生じた違法状態が残存しているとき、その他警備業務の適正な実施が害されるおそれがあると認められるとき。

(指示を行うべき場合の例外)

第5条 警備業者又はその警備員が行った、罰則の適用のある法令違反行為について、法令の規定により公訴を提起することができないこととされているときは、前条の規定にかかわらず、当該法令違反行為については、指示を行わないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該法令違反行為が極めて重大な法令違反行為としてA、B、C、D又はEに分類される

ものであるとき。

- (2) 当該法令違反行為と同種若しくは類似の法令違反行為が繰り返し行われているとき、又は多数の警備員によって当該法令違反行為と同種若しくは類似の法令違反行為が行われているとき。

(指示と営業停止命令の関係)

第6条 営業停止命令を行う場合であっても、法令違反状態の解消等のため必要があるときは、当該営業停止命令対象行為に対し、指示を併せて行うことができる。

(指示の個数)

第7条 1個の法令違反行為に対しては、1個の指示を行うものとする。ただし、2個以上の法令違反行為に対して1個の指示を行うこと、及び1個の指示において2個以上の事項を指示することを妨げない。

(指示の内容)

第8条 指示においては、次の各号に掲げる措置をとるべきことを指示するものとする。

- (1) 指示対象行為により生じた違法状態が解消されていないときに、当該違法状態を解消するための措置（当該指示対象行為が警備業者に一定の行為を行うことを義務付ける法の規定に違反したものであるときは、当該一定の行為を行うことに代替する措置を含む。）
- (2) 指示対象行為と同種又は類似の法令違反行為が将来において行われることを防止するための措置
- (3) 指示対象行為を行った警備員を引き続き警備業務に従事させることにより、警備業務の適正な実施が害されるおそれがあると認められるときに、公安委員会が定める一定の期間（法第14条第1項の規定に該当する警備員については、同項の規定に該当しなくなるまでの間）、当該警備員を警備業務に従事させない措置
- (4) 前各号に掲げる措置のほか、警備業務の適正な実施を確保するために必要な措置
- (5) 前各号に掲げる措置が確実にとられたか否かを確認する必要があるときに、当該措置の実施状況について公安委員会に報告する措置

- 2 前項第1号、第2号又は第4号に掲げる措置の内容は、具体的かつ実施可能なものであって、各号の目的を達成するために必要な最小限のものとしなければならない。
- 3 第1項各号に掲げる措置については、指示対象行為の態様、指示対象行為により生じた違法状態の残存の程度等を勘案し、期限を付することができる。

第3章 営業停止命令

(営業停止命令を行うべき場合)

第9条 次の各号のいずれかに該当し、警備業務の適正な実施が著しく害されるおそれがあると認められる場合は、営業停止命令を行うものとする。

- (1) 警備業者が極めて重大な法令違反行為等としてA、B、C、D又はEに分類されるものを行ったとき。
- (2) 警備業者がその警備員に対し、指導及び監督その他その警備員による法令違反行為等を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その警備員が極めて重大な法令違反行為等としてA、B、C、D又はEに分類されるものを行ったとき。
- (3) 警備業者が法令違反行為等（Iに分類されるものを除く。）を行った場合又は警備業者がその警備員に対し、指導及び監督その他その警備員が法令違反行為等を行うことを防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その警備員が法令違反行為等（Iに分類されるものを除く。）を行った場合であって、次のいずれかに掲げるとき。

イ 当該法令違反行為等と同種若しくは類似の法令違反行為等が繰り返し行われているとき、又は多数の警備員によって当該法令違反行為等と同種若しくは類似の法令違反行為等が行われているとき（当該法令違反行為がF又はOに分類される罰則の適用のある法令違反行為であって、当該法令違反行為について法令の規定により公訴を提起することができないこととされているときを除く。）。

ロ 当該法令違反行為等が行われた日前5年以内に、当該警備業者が営業停止命令を受けたことがあるとき。

ハ 当該法令違反行為等が行われた日前3年以内に、当該警備業者が指示を受けたことがあ

るとき。

ニ 警備業者又はその従業者（法人である警備業者にあつては、役員を含む。以下同じ。）

が当該法令違反行為等に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとしたとき。

ホ イからニまでに掲げる場合のほか、警備業者が引き続き警備業を営んだ場合に、著しく不適正な警備業務が行われる蓋然性があると認められるときその他警備業務の適正な実施が著しく害されるおそれがあると認められるとき。

（営業停止命令の範囲）

第10条 営業停止命令を行う警備業者に複数の営業所がある場合は、全ての営業所に対して営業停止命令を行うものとする。ただし、当該営業停止命令対象行為に関係する一部の営業所のみに対して営業停止命令を行うことで目的を達成できる場合には、その一部の営業所のみに対して営業停止命令を行うことができる。

2 営業停止命令を行う警備業者が法第2条第1項各号に規定する警備業務のうち2以上の区分に係る警備業務を行っている場合は、当該警備業者が行っている全ての区分に係る警備業務に対して営業停止命令を行うものとする。ただし、当該営業停止命令対象行為に関係する特定の区分に係る警備業務のみに対して営業停止命令を行うことで目的を達成できる場合には、その特定の区分に係る警備業務のみに対して営業停止命令を行うことができる。

（営業停止命令の個数）

第11条 1個の法令違反行為等については、1個の営業停止命令を行うものとする。

（営業停止命令に係る期間）

第12条 営業停止命令に係る基準期間、短期及び長期（以下それぞれ「基準期間」、「短期」及び「長期」という。）は、別表第1及び第2に定める法令違反行為等の分類に応じ、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

- (1) A 基準期間、短期、長期とも6月とする。
- (2) B 基準期間は4月、短期は2月、長期は6月とする。
- (3) C 基準期間は2月、短期は1月、長期は5月とする。

(4) D 基準期間は1月、短期は14日、長期は3月とする。

(5) E 基準期間は14日、短期は7日、長期は2月とする。

(6) F 基準期間は7日、短期は3日、長期は1月とする。

(7) O 基準期間は7日、短期は3日、長期は2月とする。

(営業停止命令の併合)

第13条 法令違反行為等が2個以上行われた場合に営業停止命令を行うときは、第11条の規定にかかわらず、1個の営業停止命令を行うものとする。

2 前項の場合における基準期間、短期及び長期は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

ただし、1月は30日として算出し、1日に満たない端数が出る場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 基準期間 当該法令違反行為等について、前条に規定する基準期間のうち最も長いものにその2分の1の期間を加算したものとする。ただし、この期間は、当該法令違反行為等について前条に規定する基準期間を合計した期間（例：当該法令違反行為等がそれぞれB、Dに分類される2個であるときは、5月）及び6月を超えることはできない。

(2) 短期 当該法令違反行為等について、前条に規定する短期のうち最も長いものとする。

(3) 長期 当該法令違反行為等について、前条に規定する長期のうち最も長いものにその2分の1の期間を加算したものとする。ただし、この期間は、当該法令違反行為等について前条に規定する長期を合計した期間（例：当該法令違反行為等がそれぞれD、Fに分類される2個であるときは、4月）及び6月を超えることはできない。

(観念的競合等)

第14条 1個の行為が2個以上の法令違反行為等に該当する場合又は法令違反行為等に該当する行為の手段若しくは結果である行為が他の法令違反行為等にも該当する場合は、第11条の規定にかかわらず、1個の営業停止命令を行うものとする。

2 前項に該当する場合は、各法令違反行為等について第12条に規定する基準期間、短期及び長期のうち最も長いものをそれぞれ基準期間、短期及び長期とする。

(常習違反加重)

第15条 警備業者が営業停止命令を受けた日から5年以内に、極めて重大な法令違反行為等としてA、B、C、D又はEに分類される行為を行ったことによって再び営業停止命令を受けるときは、第12条の規定にかかわらず、当該法令違反行為等について同条に規定する基準期間、短期及び長期にそれぞれ2を乗じた期間を基準期間、短期及び長期とする。ただし、これらの期間は6月を超えることはできない。

(営業停止期間の決定)

第16条 営業停止期間は、第12条から前条までに規定する基準期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、第12条から前条までの規定に基づく短期を下限とし、基準期間より短い期間を営業停止期間とすることができる。

- (1) 営業停止命令対象行為により生じた警備業務の依頼者その他の者（以下「依頼者等」という。）の被害が極めて軽微であるとき。
- (2) 当該営業停止命令対象行為が行われた日前10年以内に、当該警備業者が指示又は営業停止命令を受けたことがないとき。
- (3) 当該営業停止命令対象行為が行われた日前5年以内に、当該警備業者又はその警備員（当該営業停止命令対象行為を行った者以外の者を含む。）若しくはその警備員であった者が、当該警備業者の警備業務に関して法令違反行為等を行ったことがないとき。
- (4) 警備業者又はその警備員が暴行又は脅迫を受けて営業停止命令対象行為を行ったとき。
- (5) 警備員が営業停止命令対象行為を行うことを防止できなかったことについて、その警備業者の過失が極めて軽微であると認められるとき。
- (6) 警備業者が、営業停止命令対象行為と同種若しくは類似の法令違反行為等が将来において行われることを防止するための措置又は営業停止命令対象行為により生じた違法状態若しくは依頼者等の被害を解消し、若しくは回復するための措置を自主的にとり、かつ、改^{しゅん}悛^{しゅん}の情が著しいとき。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、第12条から前条までの

規定に基づく長期を上限とし、基準期間より長い期間を営業停止期間とすることができる。

- (1) 多数の従業者が営業停止命令対象行為に関与するなど、営業停止命令対象行為の態様が極めて悪質であるとき。
- (2) 法令又は指示に違反した程度が著しく大きいとき。
- (3) 営業停止命令対象行為により生じた依頼者等の被害が甚大であるとき。
- (4) 営業停止命令対象行為により与えた社会的影響が著しく大きいとき。
- (5) 当該営業停止命令対象行為が行われた日前5年以内に、当該営業停止命令対象行為と同種又は類似の法令違反行為等を理由として、当該警備業者又はその警備員（当該営業停止命令対象行為を行った者以外の者を含む。）若しくはその警備員であった者が行った法令違反行為等を理由として、指示又は営業停止命令を受けたことがあるとき。
- (6) 警備員が営業停止命令対象行為を行うことを防止できなかったことについて、その警備業者の過失が極めて重大であると認められるとき。
- (7) 警備業者又はその従業者が営業停止命令対象行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとするなど情状が特に重いとき。
- (8) 警備業者に改^{しゅん}悛の情が見られないとき。

別表第1（第3条関係）

法令違反行為等	関係条項	分類
(1) 名義貸し	法第13条←法第57条第3号	A
(2) 書面交付義務違反・虚偽記載のある書面交付	法第19条←法第57条第4号	D
(3) 警備員指導教育責任者不選任	法第22条第1項←法第57条第5号	C
(4) 機械警備業務開始届出義務違反	法第40条←法第57条第6号	D
(5) 指示処分違反	法第48条←法第57条第7号	B
(6) 認定申請書等虚偽記載	法第5条第1項←法第58条第1号	I
(7) 認定更新申請書等虚偽記載	法第7条第4項において準用する法第5条第1項←法第58条第1号	I
(8) 標識掲示等義務違反	法第6条第1項←法第58条第2号	I
(9) 営業所のない都道府県における営業所の新設等届出義務違反・営業所のない都道府県における営業所の新設等届出書等虚偽記載	法第9条←法第58条第3号	E
(10) 変更届出義務違反・変更届出書等虚偽記載（主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会関係）	法第11条第1項←法第58条第3号	E
(11) 変更届出義務違反・変更届出書等虚偽記載（主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会以外の公安委員会関係）	法第11条第3項において準用する法第11条第1項←法第58条第3号	E
(12) 変更届出義務違反・変更届出書等虚偽記載（服装関係）	法第16条第3項において準用する法第11条第1項←法第58条第3号	I
(13) 変更届出義務違反・変更届出書等虚偽記載（護身用具関係）	法第17条第2項において準用する法第11条第1項←法第58条第3号	I
(14) 護身用具届出義務違反・護身用具届出書等虚偽記載	法第17条第2項において準用する法第16条第2項←法第58条第3号	I
(15) 服装届出義務違反・服装届出書等虚偽記載	法第16条第2項←法第58条第3号	I
(16) 機械警備業務開始届出書等虚偽記載	法第40条←法第58条第3号	D
(17) 機械警備業務変更等届出義務違反・機械警備業務変更届出書等虚偽記載	法第41条←法第58条第3号	E
(18) 機械警備業務管理者不選任	法第42条第1項←法第58条第8号	D

(19) 報告等義務違反・虚偽報告等	法第46条←法第58条第7号	D
(20) 立入検査等の拒否等	法第47条第1項←法第58条第7号	D
(21) 基地局備付け書類に係る不整備・基地局備付け書類虚偽記載	法第44条←法第58条第9号	F
(22) 警備員名簿等に係る不整備・警備員名簿等虚偽記載	法第45条←法第58条第9号	F
(23) 欠格者が警備員となることの禁止違反（警備業者が法第14条第2項に違反した場合を除く。）	法第14条第1項	I
(24) 欠格者を警備業務に従事させることの禁止違反 イ 警備業者に故意又は重過失があった場合 ロ 警備業者に軽過失があった場合	法第14条第2項	D E
(25) 警備業務実施の基本原則違反（警備業者又は警備員が法の他の規定、法に基づく命令の規定若しくは法第17条第1項の規定に基づく都道府県公安委員会規則の規定に違反し、又は警備業務に関し他の法令の規定に違反した場合を除く。）	法第15条	E
(26) 服装制限違反	法第16条第1項	D
(27) 護身用具携帯禁止・制限違反	法第17条第1項の規定に基づく公安委員会規則の規定	D
(28) 検定合格警備員配置義務違反	法第18条	D
(29) 合格証明書携帯義務違反	法第18条←検定規則第3条	I
(30) 教育義務違反 イ 内閣府令で定める内容、時間数の教育が行われた警備員数が、教育の対象となる警備員数の50%未満である場合 ロ 内閣府令で定める内容、時間数の教育が行われた警備員数が、教育の対象となる警備員数の50%以上70%未満である場合 ハ 内閣府令で定める内容、時間数の教育が行われた警備員数が、教育の対象となる警備員数の70%以上90%未満である場合 ニ 内閣府令で定める内容、時間数の教育が行われた警備員数が、教育の対象となる警備員数の90%以上100%未満である場合	法第21条第2項	D E F I
(31) 指導・監督義務違反（警備員が法の他の規定、法に基づく命令の規定若しくは法第17条第1項の規定に基づく都道府県公安委員会規則の規定に違反し、又は警備業務に関し他の法令の規定に違反した場合を除く。）	法第21条第2項	F

(32) 警備員指導教育責任者に講習を受講させる義務違反	法第22条第8項	F
(33) 即応体制の整備義務違反	法第43条	
イ 都道府県公安委員会規則で定める基準に従い速やかに現場における警備員による事実の確認その他の必要な措置を講ずることができない警備業務対象施設がある場合又は都道府県公安委員会規則で定める基準に従い速やかに現場における警備員による事実の確認その他の必要な措置を講ずるために必要な数の警備員、待機所及び車両その他の装備品が適正に配置されていないことが明らかである場合		D
ロ 基地局においてその発生に関する情報を受信した盗難等の事故のうち、都道府県公安委員会規則で定める基準に従い現場における警備員による事実の確認その他の必要な措置が講じられなかったものが占める割合が50%以上である場合		D
ハ 基地局においてその発生に関する情報を受信した盗難等の事故のうち、都道府県公安委員会規則で定める基準に従い現場における警備員による事実の確認その他の必要な措置が講じられなかったものが占める割合が30%以上50%未満である場合		E
ニ 基地局においてその発生に関する情報を受信した盗難等の事故のうち、都道府県公安委員会規則で定める基準に従い現場における警備員による事実の確認その他の必要な措置が講じられなかったものが占める割合が10%以上30%未満である場合		F
ホ イからニまでに規定する場合以外の場合		I
(34) (1)から(33)までのいずれかに掲げる法令違反行為等（罰則の適用があるものに限る。）を教唆し、若しくは ^{ほう} 幫助する行為又は当該行為を教唆する行為		当該法令違反行為等に係る分類と同一の分類

別表第2（第3条関係）

法令違反行為	分類
(1) 刑法第108条、第112条（第108条に係る部分に限る。）、第117条第1項（第108条に規定する物を損壊した場合に限る。）、第119条、第126条、第127条、第128条（第126条第1項又は第2項に係る部分に限る。）、第146条後段、第148条第2項（輸入に係る部分に限る。）、第151条（第148条第2項の輸入に係る部分に限る。）、第181条、第199条、第203条（第199条に係る部分に限る。）、第225条の2、第228条（第225条の2第1項に係る部分に限る。）、第240条、第241条又は第243条（第240条又は第241条に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	B
(2) 刑法第95条、第100条、第101条、第102条（第100条又は第101条に係る部分に限る。）、第103条、第104条、第109条第1項、第110条第1項、第112条（第109条第1項に係る部分に限る。）、第114条、第117条第1項（他人の所有に係る第109条に規定する物を損壊した場合又は他人の所有に係る第110条に規定する物を損壊し、よって公共の危険を生じさせた場合に限る。）、第117条の2（第108条に規定する物若しくは他人の所有に係る第109条に規定する物を損壊した場合又は他人の所有に係る第110条に規定する物を損壊し、よって公共の危険を生じさせた場合に限る。）、第118条、第120条第1項、第124条第2項、第125条、第128条（第125条に係る部分に限る。）、第129条第2項、第130条、第132条、第136条（輸入に係る部分に限る。）、第137条（輸入に係る部分に限る。）、第141条（第136条の輸入に係る部分又は第137条の輸入に係る部分に限る。）、第146条前段、第176条、第177条、第179条、第180条、第202条、第203条（第202条に係る部分に限る。）、第204条、第205条、第208条の2第2項、第211条、第218条、第219条（第218条に係る部分に限る。）、第220条、第221条、第223条から第225条まで、第226条、第226条の3、第227条、第228条（第224条、第225条、第226条、第226条の3又は第227条（第4項後段を除く。）に係る部分に限る。）、第233条から第236条まで、第238条、第239条、第243条（第235条から第236条まで、第238条又は第239条に係る部分に限る。）、第246条から第250条まで、第252条、第253条、第256条、第258条から第260条まで又は第262条の2に規定する罪に当たる違法な行為	C
(3) 刑法第124条第1項、第128条（第124条第1項に係る部分に限る。）、第208条の2第1項又は第222条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(4) 刑法第206条、第208条、第254条、第261条又は第263条に規定する罪に当たる違法な行為	E
(5) 刑法第209条第1項又は第210条に規定する罪に当たる違法な行為	F
(6) 爆発物取締罰則第1条又は第2条に規定する罪に当たる違法な行為	B
(7) 爆発物取締罰則第3条から第6条まで、第8条又は第9条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(8) 爆発物取締罰則第7条に規定する罪に当たる違法な行為	F
(9) 暴力行為等処罰に関する法律第1条、第1条の2第1項、第2項又は第1条の3第1項に規定する罪に当たる違法な行為	C

(10) 暴力行為等処罰に関する法律第2条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(11) 盗犯等の防止及び処分に関する法律第4条に規定する罪に当たる違法な行為	B
(12) 盗犯等の防止及び処分に関する法律第2条又は第3条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(13) 軽犯罪法第1条第2号、第3号、第5号、第6号、第8号、第13号、第15号、第16号、第18号、第23号、第28号又は第32号に規定する罪に当たる違法な行為	F
(14) 消防法第39条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(15) 消防法第44条第10号、第13号、第20号、第16条の3第1項、第2項、第24条第1項、第25条第1項又は第2項の規定に違反する行為	F
(16) 道路運送法第101条第2項又は第102条（これらの規定中人を死亡させた場合に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	B
(17) 道路運送法第100条第1項、第2項、第101条第1項、第2項（人を傷つけた場合に限る。）、第3項又は第102条（人を死亡させた場合を除く。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(18) 森林法第202条第1項又は第204条（第202条第1項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(19) 航空法第150条第3号、第3号の2、第3号の3又は第6号に規定する罪に当たる違法な行為	F
(20) 航空機の強取等の処罰に関する法律第1条又は第2条に規定する罪に当たる違法な行為	B
(21) 航空機の強取等の処罰に関する法律第4条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(22) 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第2条、第3条第2項又は第5条（第2条第1項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	B
(23) 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第1条、第3条第1項、第4条、第5条（第1条、第3条第1項又は第4条に係る部分に限る。）又は第6条第2項の罪に当たる違法な行為	C
(24) 人質による強要行為等の処罰に関する法律第2条から第4条までに規定する罪に当たる違法な行為	B
(25) 人質による強要行為等の処罰に関する法律第1条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(26) 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法第9条第2項に規定する罪に当たる違法な行為	B
(27) 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法第9条第1項又は第3項に規定する罪に当たる違法な行為	C
(28) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第3条又は第4条に規定する罪（第3条第1項第7号又は第10号に掲げる罪に係るものに限る。）に当たる違法な行為	B

(29) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第3条第1項第8号、第9号、第11号から第15号、第2項（第1項第8号、第9号、第11号、第12号、第14号又は第15号に掲げる罪に係るものに限る。）、第4条（第3条第1項第9号、第13号又は第14号に掲げる罪に係るものに限る。）、第7条又は第11条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(30) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第15条又は第16条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(31) 出入国管理及び難民認定法第70条第1項第1号、第2号、第2号の2、第4号、第73条の2、第74条又は第74条の6に規定する罪に当たる違法な行為	C
(32) 出入国管理及び難民認定法第71条又は第73条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(33) 関税法第108条の4第1項、第2項、第3項、第109条第1項、第2項、第3項又は第112条第1項（第108条の4第1項、第2項、第109条第1項又は第2項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(34) 銃砲刀剣類所持等取締法第31条の2第2項又は第3項（第2項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	B
(35) 銃砲刀剣類所持等取締法第31条の2第1項、第3項（第1項に係る部分に限る。）、第31条の3、第31条の7、第31条の11第1項第1号、第2号、第2項、第31条の16第1項（第1号に係る部分に限る。）又は第31条の17第1項に規定する罪に当たる違法な行為	C
(36) 銃砲刀剣類所持等取締法第31条の17第2項第3号、第3項第3号、第32条第4号又は第5号に規定する罪に当たる違法な行為	D
(37) 銃砲刀剣類所持等取締法第35条第2号（第22条の2第1項又は第22条の4に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	F
(38) 覚醒剤取締法第41条第2項（輸入又は輸出に係る部分に限る。）又は第3項（第2項の輸入又は輸出に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	B
(39) 覚醒剤取締法第41条第1項（輸入又は輸出に係る部分に限る。）、第3項（第1項の輸入又は輸出に係る部分に限る。）又は第41条の3第3号）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(40) 麻薬及び向精神薬取締法第64条第2項（輸入又は輸出に係る部分に限る。）又は第3項（第2項の輸入又は輸出に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	B
(41) 麻薬及び向精神薬取締法第64条第1項（輸入又は輸出に係る部分に限る。）、第3項（第1項の輸入又は輸出に係る部分に限る。）、第65条（輸入又は輸出に係る部分に限る。）又は第66条の3（輸入又は輸出に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(42) あへん法第51条（輸入又は輸出に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C

(43) 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第5条（輸入又は輸出に係る罪に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	B
(44) 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第7条又は第8条第1項に規定する罪に当たる違法な行為	C
(45) 道路法第101条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(46) 道路法第102条第1号から第3号まで又は第103条第2号から第8号までに規定する罪に当たる違法な行為	D
(47) 道路法第104条、第105条（第48条第4項に係る部分を除く。）又は第106条第1号から第3号までに規定する罪に当たる違法な行為	F
(48) 道路交通法第115条、第117条、第117条の2又は第117条の2の2に規定する罪に当たる違法な行為	C
(49) 道路交通法第116条、第117条の3、第117条の3の2、第117条の5第1項（第2号に係る部分を除く。）、第117条の5第2項、第118条、第118条の2、第118条の3又は第119条第1項に規定する罪に当たる違法な行為	D
(50) 道路交通法第119条第3項、第119条の2の4、第119条の3第1項、第2項（第2号又は第3号に係る部分を除く。）、第3項、第120条又は第121条に規定する罪に当たる違法な行為	F
(51) 自動車の保管場所の確保等に関する法律第17条第1項に規定する罪に当たる違法な行為	D
(52) 自動車の保管場所の確保等に関する法律第17条第2項又は第3項に規定する罪に当たる違法な行為	F
(53) 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条から第6条までに規定する罪に当たる違法な行為	C
(54) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第78条（第27号（第64条第1項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D
(55) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第80条第2号（第63条に係る部分に限る。）若しくは第3号に規定する罪に当たる違法な行為又は第64条第2項の規定に違反する行為	F
(56) 放射性同位元素等の規制に関する法律第52条第11号（第33条第1項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D
(57) 放射性同位元素等の規制に関する法律第55条第8号若しくは第14号（第32条に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為又は第33条第2項の規定に違反する行為	F
(58) 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第3条第1項、第2項、第6条第1項又は第2項に規定する罪に当たる違法な行為	B

(59) 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第5条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(60) 労働基準法第117条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(61) 労働基準法第118条第1項（第6条又は第56条に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D
(62) 職業安定法第63条第1号に規定する罪に当たる違法な行為	C
(63) 職業安定法第64条第9号に規定する罪に当たる違法な行為	C
(64) 児童福祉法第60条第2項（第34条第1項第4号の2に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(65) 下請代金支払遅延等防止法第10条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(66) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第4条第3項の規定に違反する行為	E
(67) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第59条第1号（第4条第1項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(68) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条又は第5条	C
(69) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条第3項（製造に係る部分に限る。）、第4項、第5項又は第7項（製造に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(70) 法、法に基づく命令及び法第17条第1項の規定に基づく都道府県公安委員会規則以外の法令の規定に違反する行為で(1)から(69)までに掲げる行為以外のもの（罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものに限る。）	O
(71) 法、法に基づく命令及び法第17条第1項の規定に基づく都道府県公安委員会規則以外の法令の規定に違反する行為で(1)から(69)までに掲げる行為以外のもの（罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものを除く。）	I
(72) (1)から(71)までのいずれかに掲げる法令違反行為（罰則の適用があるものに限る。）を教唆し、若しくは幫助 ^{ほうす} する行為又は当該行為を教唆する行為	当該法令違反行為に係る分類と同一の分類

処 分 基 準

令和 7 年 3 月 10 日 作成

法 令 名：探偵業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項：第14条
処 分 の 概 要：探偵業者に対する指示
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙「探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく指示及び営業停止命令の基準」 のとおり
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課（TEL 017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準

令和 7 年 3 月 10 日 作成

法 令 名：探偵業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項：第15条第1項
処 分 の 概 要：探偵業の停止命令
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙「探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく指示及び営業停止命令の基準」 のとおり
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課（TEL 017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準

令和 7 年 3 月 10 日 作成

法 令 名：探偵業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項：第15条第2項
処 分 の 概 要：営業の廃止命令
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 探偵業の業務の適正化に関する法律第3条（欠格事由）
処 分 基 準： 法第3条各号のいずれかに該当する者が探偵業を営んでいる場合（法第4条第1項に規定する届出をしないで探偵業を営んでいる者にあつては、その営業が探偵業に当たることについての認識が全くなく、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情があり、かつ、指導、警告に従って営業を廃止することが確実であるときを除く。）は、営業の廃止命令を行うものとする。
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課（TEL 017-723-4211）
備 考：

別紙

探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく指示及び営業停止命令の基準

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この基準は、探偵業者等（探偵業者又はその探偵業従事者をいう。以下同じ。）が法令違反行為等を行った場合に、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が指示又は営業停止命令を行うための要件等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「法」という。）第14条の規定に基づき、探偵業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することをいう。
- (2) 営業停止命令 法第15条第1項の規定に基づき、探偵業者に対し、その探偵業の停止を命ずることをいう。
- (3) 法令違反行為 探偵業に関し、法又は他の法令の規定に違反する行為をいう。
- (4) 法令違反行為等 法令違反行為又は指示に違反する行為をいう。
- (5) 指示対象行為 指示の理由とした法令違反行為をいう。
- (6) 営業停止命令対象行為 営業停止命令の理由とした法令違反行為等をいう。
- (7) 営業停止期間 営業停止命令において探偵業者が営業を停止しなければならないこととする期間をいう。
- (8) 探偵業従事者 探偵業者の業務（探偵業務のほか、探偵業に係る経理、庶務等、役員が行う取締役、監査等その他の業務を含む。）に従事する者をいう。

(法令違反行為等の分類)

第3条 法令違反行為等は、別表第1及び第2に定めるとおり、A、B、C、D、E、F、O及びIに分類するものとする。

第2章 指示

(指示を行うべき場合)

第4条 次の各号のいずれかに該当し、探偵業の業務の適正な運営が害されるおそれがあると認められる場合は、指示を行うものとする。

- (1) 探偵業者が重大な法令違反行為としてA、B、C、D、E、F又はOに分類されるもの（指示に違反する行為を除く。）を行ったとき。
- (2) 探偵業者がその探偵業従事者に対し、指導及び監督その他その探偵業従事者による法令違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その探偵業従事者が重大な法令違反行為としてA、B、C、D、E、F又はOに分類されるもの（指示に違反する行為を除く。）を行ったとき。
- (3) 探偵業者等が法令違反行為を行った場合であって、次のいずれかに掲げるとき。

イ 当該法令違反行為が行われた日前5年以内に、当該探偵業者が指示又は営業停止命令を受けたことがあるとき。

ロ 当該法令違反行為が行われた日前3年以内に、当該探偵業者等（当該法令違反行為を行った者以外の者を含む。）又は当該探偵業者の探偵業従事者であった者が、当該探偵業者の業務に関して法令違反行為を行ったことがあるとき。

ハ イ又はロに掲げる場合のほか、当該法令違反行為の原因となった事由が解消されていないとき、当該法令違反行為により生じた違法状態が残存しているとき、その他探偵業の業務の適正な運営が害されるおそれがあると認められるとき。

(指示を行うべき場合の例外)

第5条 探偵業者等が行った、罰則の適用のある法令違反行為について、法令の規定により公訴を提起することができないこととされているときは、前条の規定にかかわらず、当該法令違反行為については、指示を行わないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該法令違反行為が極めて重大な法令違反行為としてA、B、C、D又はEに分類される

ものであるとき。

- (2) 当該法令違反行為と同種若しくは類似の法令違反行為が繰り返し行われているとき、又は多数の探偵業従事者によって当該法令違反行為と同種若しくは類似の法令違反行為が行われているとき。

(指示と営業停止命令の関係)

第6条 営業停止命令を行う場合であっても、法令違反状態の解消等のため必要があるときは、当該営業停止命令対象行為に対し、指示を併せて行うことができる。

(指示の個数)

第7条 1個の法令違反行為に対しては、1個の指示を行うものとする。ただし、2個以上の法令違反行為に対して1個の指示を行うこと、及び1個の指示において2個以上の事項を指示することを妨げない。

(指示の内容)

第8条 指示においては、次の各号に掲げる措置をとるべきことを指示するものとする。

- (1) 指示対象行為により生じた違法状態が解消されていないときに、当該違法状態を解消するための措置（当該指示対象行為が探偵業者に一定の行為を行うことを義務付ける法の規定に違反したものであるときは、当該一定の行為を行うことに代替する措置を含む。）
- (2) 指示対象行為と同種又は類似の法令違反行為が将来において行われることを防止するための措置
- (3) 指示対象行為を行った探偵業従事者を引き続き探偵業者の業務に従事させることにより、探偵業の業務の適正な運営が害されるおそれがあると認められるときに、公安委員会が定める一定の期間、当該探偵業従事者を探偵業者の業務に従事させない措置
- (4) 前各号に掲げる措置のほか、探偵業の業務の適正な運営を確保するために必要な措置
- (5) 前各号に掲げる措置が確実にとられたか否かを確認する必要があるときに、当該措置の実施状況について公安委員会に報告する措置

2 前項第1号、第2号又は第4号に規定する措置の内容は、具体的かつ実施可能なものであつ

て、各号の目的を達成するために必要な最小限のものとしなければならない。

- 3 第1項各号に掲げる措置については、指示対象行為の態様、指示対象行為により生じた違法状態の残存の程度等を勘案し、期限を付することができる。

第3章 営業停止命令

(営業停止命令を行うべき場合)

第9条 探偵業者が指示に違反したときは、営業停止命令を行うものとする。

- 2 次の各号のいずれかに該当し、探偵業の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められる場合は、営業停止命令を行うものとする。

- (1) 探偵業者が極めて重大な法令違反行為としてA、B、C、D又はEに分類されるものを行ったとき。
- (2) 探偵業者がその探偵業従事者に対し、指導及び監督その他その探偵業従事者による法令違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その探偵業従事者が極めて重大な法令違反行為としてA、B、C、D又はEに分類されるものを行ったとき。
- (3) 探偵業者が法令違反行為（Iに分類されるものを除く。）を行った場合又は探偵業者がその探偵業従事者に対し、指導及び監督その他その探偵業従事者が法令違反行為を行うことを防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その探偵業従事者が法令違反行為（Iに分類されるものを除く。）を行った場合であって、次のいずれかに掲げるとき。

イ 当該法令違反行為と同種若しくは類似の法令違反行為が繰り返し行われているとき、又は多数の探偵業従事者によって当該法令違反行為と同種若しくは類似の法令違反行為が行われているとき（当該法令違反行為がF又はOに分類される罰則の適用のある法令違反行為であって、当該法令違反行為について法令の規定により公訴を提起することができないこととされているときを除く。）。

ロ 当該法令違反行為が行われた日前5年以内に、当該探偵業者が営業停止命令を受けたことがあるとき。

ハ 当該法令違反行為が行われた日前3年以内に、当該探偵業者が指示を受けたことがある

とき。

ニ 探偵業者等が当該法令違反行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとしたとき。

ホ イからニまでに掲げる場合のほか、探偵業者が引き続き探偵業を行った場合に、著しく不適正な探偵業の業務の運営が行われる蓋然性があると認められるときその他探偵業の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められるとき。

(営業停止命令の個数)

第10条 1個の法令違反行為等については、1個の営業停止命令を行うものとする。

(営業停止命令に係る期間)

第11条 営業停止命令に係る基準期間、短期及び長期（以下それぞれ「基準期間」、「短期」及び「長期」という。）は、別表第1及び第2に定める法令違反行為等の分類に応じ、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

- (1) A 基準期間、短期、長期とも6月とする。
- (2) B 基準期間は4月、短期は2月、長期は6月とする。
- (3) C 基準期間は2月、短期は1月、長期は4月とする。
- (4) D 基準期間は1月、短期は14日、長期は2月とする。
- (5) E 基準期間は14日、短期は7日、長期は1月とする。
- (6) F 基準期間は7日、短期は3日、長期は14日とする。
- (7) O 基準期間は7日、短期は3日、長期は2月とする。

(営業停止命令の併合)

第12条 法令違反行為等が2個以上行われた場合に営業停止命令を行うときは、第10条の規定にかかわらず、1個の営業停止命令を行うものとする。

2 前項の場合における基準期間、短期及び長期は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

ただし、1月は30日として算出し、1日に満たない端数が出る場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 基準期間 当該法令違反行為等について、前条に規定する基準期間のうち最も長いものにその2分の1の期間を加算したものとする。ただし、この期間は、当該法令違反行為等について前条に規定する基準期間を合計した期間（例：当該法令違反行為等がそれぞれB、Dに分類される2個であるときは、5月）及び6月を超えることはできない。

(2) 短期 当該法令違反行為等について、前条に規定する短期のうち最も長いものとする。

(3) 長期 当該法令違反行為等について、前条に規定する長期のうち最も長いものにその2分の1の期間を加算したものとする。ただし、この期間は、当該法令違反行為等について前条に規定する長期を合計した期間（例：当該法令違反行為等がそれぞれC、Eに分類される2個であるときは、5月）及び6月を超えることはできない。

（観念的競合等）

第13条 1個の行為が2個以上の法令違反行為等に該当する場合又は法令違反行為等に該当する行為の手段若しくは結果である行為が他の法令違反行為等にも該当する場合は、第10条の規定にかかわらず、1個の営業停止命令を行うものとする。

2 前項に該当する場合は、各法令違反行為等について第11条に規定する基準期間、短期及び長期のうち最も長いものをそれぞれ基準期間、短期及び長期とする。

（常習違反加重）

第14条 探偵業者が営業停止命令を受けた日から5年以内に、極めて重大な法令違反行為等としてA、B、C、D又はEに分類される行為を行ったことによって再び営業停止命令を受けるときは、第11条の規定にかかわらず、当該法令違反行為等について同条に規定する基準期間、短期及び長期にそれぞれ2を乗じた期間を基準期間、短期及び長期とする。ただし、これらの期間は6月を超えることはできない。

（営業停止期間の決定）

第15条 営業停止期間は、第11条から前条までに規定する基準期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、第11条から前条までの規定に基づく短期を下限とし、基準期間より短い期間を営業停止期間とすることができる。

- (1) 営業停止命令対象行為により生じた探偵業務の依頼者その他の者（以下「依頼者等」という。）の被害が極めて軽微であるとき。
- (2) 当該営業停止命令対象行為が行われた日前10年以内に、当該探偵業者が指示又は営業停止命令を受けたことがないとき。
- (3) 当該営業停止命令対象行為が行われた日前5年以内に、当該探偵業者等（当該営業停止命令対象行為を行った者以外の者を含む。）又は当該探偵業者の探偵業従事者であった者が、当該探偵業者の業務に関して法令違反行為等を行ったことがないとき。
- (4) 探偵業者等が暴行又は脅迫を受けて営業停止命令対象行為を行ったとき。
- (5) 探偵業従事者が営業停止命令対象行為を行うことを防止できなかったことについて、その探偵業者の過失が極めて軽微であると認められるとき。
- (6) 探偵業者が、営業停止命令対象行為と同種若しくは類似の法令違反行為等が将来において行われることを防止するための措置又は営業停止命令対象行為により生じた違法状態若しくは依頼者等の被害を解消し、若しくは回復するための措置を自主的にとり、かつ、改^{しゅん}悛の情が著しいとき。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、第11条から前条までの規定に基づく長期を上限とし、基準期間より長い期間を営業停止期間とすることができる。

- (1) 多数の探偵業従事者が営業停止命令対象行為に関与するなど、営業停止命令対象行為の態様が極めて悪質であるとき。
- (2) 法令又は指示に違反した程度が著しく大きいとき。
- (3) 営業停止命令対象行為により生じた依頼者等の被害が甚大であるとき。
- (4) 当該営業停止命令対象行為が行われた日前5年以内に、当該営業停止命令対象行為と同種又は類似の法令違反行為等を理由として、当該探偵業者等（当該営業停止命令対象行為を行った者以外の者を含む。）又は当該探偵業者の探偵業従事者であった者が行った法令違反行為等を理由として、指示又は営業停止命令を受けたことがあるとき。
- (5) 探偵業従事者が営業停止命令対象行為を行うことを防止できなかったことについて、その

探偵業者の過失が極めて重大であると認められるとき。

(6) 探偵業者等が営業停止命令対象行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとするなど情状が特に重いとき。

(7) 探偵業者に改^{しゅん}悛の情が見られないとき。

別表第1（第3条関係）

法令違反行為等	関係条項	分類
(1) 名義貸し	法第5条←法第18条第2号	A
(2) 指示処分違反	法第14条←法第18条第3号	B
(3) 開始届出書等虚偽記載（欠格事由に係る虚偽記載を除く。）	法第4条第1項←法第19条第1号	I
(4) 変更届出義務違反・変更届出書等虚偽記載（欠格事由に係る変更届出義務違反又は虚偽記載を除く。）	法第4条第2項←法第19条第2号	I
(5) 書面交付義務違反等	法第8条←法第19条第3号	D
(6) 従業者名簿に係る不整備・従業者名簿虚偽記載	法第12条第1項←法第19条第4号	F
(7) 報告義務違反・立入検査等の拒否等	法第13条第1項←法第19条第5号	D
(8) 探偵業務の実施の原則違反（探偵業者等が法の他の規定に違反し、又は探偵業務に関し他の法令の規定に違反した場合を除く。）	法第6条	E
(9) 書面受理義務違反	法第7条	F
(10) 違法な行為のために用いられることを知った上で の探偵業務の実施	法第9条第1項	E
(11) 探偵業者以外の者への探偵業務の委託	法第9条第2項	C
(12) 守秘義務違反	法第10条第1項	C
(13) 資料の不正又は不当な利用の防止措置義務違反	法第10条第2項	D
(14) 教育義務違反 イ 違法行為を助長し、又は容認する内容の教育 を行った場合 ロ 大部分の従業者が教育を受けていない場合及び 教育に必要な体制やマニュアル等が調っていないと 認められる場合 ハ イ又はロに規定する場合以外の場合	法第11条	D E I
(15) 標識掲示等義務違反	法第12条第2項	I
(16) (1)から(15)までのいずれかに掲げる法令違反行為 等（罰則の適用があるものに限る。）を教唆し、若 しくは幫助する行為又は当該行為を教唆する行為		当該法令 違反行為 等に係る 分類と同 一の分類

別表第2（第3条関係）

法令違反行為	分類
(1) 刑法第108条、第112条（第108条に係る部分に限る。）、第117条第1項（第108条に規定する物を損壊した場合に限る。）、第181条、第199条、第203条（第199条に係る部分に限る。）、第225条の2、第228条（第225条の2第1項に係る部分に限る。）、第240条、第241条又は第243条（第240条又は第241条に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	B
(2) 刑法第95条、第96条の6、第99条、第100条、第102条（第99条又は第100条に係る部分に限る。）、第103条、第104条、第109条第1項、第110条第1項、第112条（第109条第1項に係る部分に限る。）、第114条、第117条第1項（他人の所有に係る第109条に規定する物を損壊した場合又は他人の所有に係る第110条に規定する物を損壊し、よって公共の危険を生じさせた場合に限る。）、第124条第2項、第130条、第132条、第155条、第156条（第155条の文書又は図画に係る部分に限る。）、第157条第1項、第3項（第1項に係る部分に限る。）、第158条（第155条の文書若しくは図画に係る部分、第156条（第155条の文書又は図画に係る部分に限る。）の文書若しくは図画に係る部分又は第157条第1項の文書若しくは電磁的記録に係る部分に限る。）、第159条第1項、第2項、第160条、第161条（第159条第1項の文書若しくは図画に係る部分、第2項の文書若しくは図画に係る部分又は第160条の文書若しくは図画に係る部分に限る。）、第161条の2、第163条の2、第163条の3、第163条の4第1項、第2項、第163条の5、第165条から第167条まで、第168条（第164条第2項に係る部分を除く。）、第169条、第172条、第176条、第177条、第179条、第180条、第182条、第183条、第198条、第202条、第203条（第202条に係る部分に限る。）、第204条、第205条、第208条の2第2項、第211条、第218条、第219条（第218条に係る部分に限る。）、第220条、第221条、第223条から第225条まで、第226条、第227条、第228条（第224条、第225条又は第226条に係る部分に限る。）、第230条第1項、第233条から第236条まで、第238条、第239条、第243条（第235条から第236条まで、第238条又は第239条に係る部分に限る。）、第246条から第250条まで、第252条、第253条、第256条又は第258条から第260条までに規定する罪のいずれかに当たる違法な行為	C
(3) 刑法第105条の2、第113条、第124条第1項、第128条（第124条第1項に係る部分に限る。）、第133条、第134条、第140条、第141条（第140条に係る部分に限る。）、第157条第2項、第3項（第2項に係る部分に限る。）、第158条（第157条第2項の文書又は図画に係る部分に限る。）、第159条第3項、第161条（第159条第3項の文書又は図画に係る部分に限る。）、第201条、第208条の2第1項、第222条、第228条の3又は第237条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(4) 刑法第175条、第206条、第208条、第254条、第261条又は第263条に規定する罪に当たる違法な行為	E

(5) 刑法第116条第1項、第2項（他人の所有に係る第110条に規定する物を焼損した場合に限る。）、第117条の2（第116条又は第117条第1項（他人の所有に係る第110条に規定する物を焼損した場合に限る。）に係る部分に限る。）、第209条第1項、第210条又は第231条に規定する罪に当たる違法な行為	F
(6) 爆発物取締罰則第1条又は第2条に規定する罪に当たる違法な行為	B
(7) 爆発物取締罰則第3条（所持に係る部分に限る。）、第4条又は第9条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(8) 暴力行為等処罰に関する法律第1条、第1条の2第1項、第2項又は第1条の3第1項に規定する罪に当たる違法な行為	C
(9) 暴力行為等処罰に関する法律第2条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(10) 盗犯等の防止及び処分に関する法律第4条に規定する罪に当たる違法な行為	B
(11) 盗犯等の防止及び処分に関する法律第2条又は第3条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(12) 軽犯罪法第1条第1号から第3号まで、第6号、第8号から第13号まで、第15号、第16号、第23号、第24号又は第26号から第34号までに規定する罪に当たる違法な行為	F
(13) 人質による強要行為等の処罰に関する法律第2条又は第4条に規定する罪に当たる違法な行為	B
(14) 人質による強要行為等の処罰に関する法律第1条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(15) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第3条第1項第7号、第10号、第2項（第1項第7号又は第10号に掲げる罪に係るものに限る。）又は第4条に規定する罪（第3条第1項第7号又は第10号に掲げる罪に係るものに限る。）に当たる違法な行為	B
(16) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第3条第1項第8号、第9号、第11号から第15号まで、第3条第2項（第1項第8号、第9号、第11号、第12号、第14号又は第15号に掲げる罪に係るものに限る。）、第4条（第3条第1項第9号、第13号又は第14号に掲げる罪に係るものに限る。）、第6条第1項第1号又は第7条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(17) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第6条第1項第2号に規定する罪に当たる違法な行為	D
(18) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第15条又は第16条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(19) 覚醒剤取締法第41条の2又は第41条の3（第19条に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(20) 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2、第64条の3（施用に係る部分に限る。）、第66条、第66条の2（第27条第1項の施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）、第66条の3（輸入、輸出又は製造に係る部分を除く。）又は第66条の4に規定する罪に当たる違法な行為	C

(21) あへん法第52条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(22) 銃砲刀剣類所持等取締法第31条の3、第31条の11第1項第1号又は第31条の16第1項第1号に規定する罪に当たる違法な行為	C
(23) 銃砲刀剣類所持等取締法第32条第4号又は第5号に規定する罪に当たる違法な行為	D
(24) 銃砲刀剣類所持等取締法第35条（第22条の2第1項又は第22条の4に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	F
(25) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第47条第1号又は第4号に規定する罪に当たる違法な行為	C
(26) 貸金業法第47条の3第1項第3号に規定する罪に当たる違法な行為	D
(27) 会社法第960条から第962条まで、第967条第2項、第968条第1項、第970条第2項、第3項又は第4項に規定する罪のいずれかに当たる違法な行為	C
(28) ストーカー行為等の規制等に関する法律第6条の規定に違反する行為又は第18条、第19条若しくは第20条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(29) ストーカー行為等の規制等に関する法律第3条の規定に違反する行為	F
(30) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第29条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(31) 道路法第103条第2号、第4号又は第5号に規定する罪に当たる違法な行為	D
(32) 道路法第104条又は第105条（第48条第4項に係る部分を除く。）に規定する罪に当たる違法な行為	F
(33) 道路交通法第115条、第117条、第117条の2又は第117条の2の2に規定する罪に当たる違法な行為	C
(34) 道路交通法第116条、第117条の3、第117条の3の2、第117条の5第1項第1号、第117条の5第2項、第118条、第118条の2、第119条第1項又は第2項に規定する罪に当たる違法な行為	D
(35) 道路交通法第119条第3項、第119条の2の4、第119条の3第1項、第2項第2号、第3号、第3項、第120条又は第121条に規定する罪に当たる違法な行為	F
(36) 自動車の保管場所の確保等に関する法律第17条第1項に規定する罪に当たる違法な行為	D
(37) 自動車の保管場所の確保等に関する法律第17条第2項又は第3項に規定する罪に当たる違法な行為	F
(38) 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条から第6条までに規定する罪に当たる違法な行為	C
(39) 戸籍法第134条に規定する違法な行為	D
(40) 戸籍法第135条又は第136条に規定する違法な行為	F
(41) 住民基本台帳法第42条又は第44条から第46条までに規定する罪のいずれかに当たる違法な行為	D
(42) 住民基本台帳法第47条第2号、第51条又は第52条に規定する違法な行為	F

(43) 国家公務員法第109条（第100条第1項に係る部分に限る。）又は第111条（第109条第12号（第100条第1項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D
(44) 地方公務員法第60条第2号（第34条第1項に係る部分に限る。）又は第62条（第60条第2号（第34条第1項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D
(45) 外務公務員法第27条（第4条において準用する国家公務員法第100条第1項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D
(46) 特定秘密の保護に関する法律第23条第1項、第2項、第3項又は第25条（第23条に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(47) 特定秘密の保護に関する法律第23条第4項又は第5項に規定する違法な行為	D
(48) 自衛隊法第118条（第59条第1項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D
(49) 独立行政法人通則法第69条の2に規定する罪に当たる違法な行為	D
(50) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第8条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(51) 不動産登記法第159条又は第161条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(52) 家事事件手続法第292条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(53) 人事訴訟法第11条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(54) 個人情報の保護に関する法律第179条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(55) 個人情報の保護に関する法律第18条第1項、第2項、第20条1項、第21条第1項、第2項、第3項、第23条から第25条まで、第27条第1項、第3項、第6項、第32条、第33条第2項、第3項、第34条第2項、第3項、第35条第2項、第4項若しくは第5項の規定のいずれかに違反する行為又は第182条に規定する罪に当たる違法な行為	F
(56) 個人情報の保護に関する法律第176条、第180条又は第181条に規定する罪のいずれかに当たる違法な行為	D
(57) 個人情報の保護に関する法律第185条第3号に規定する違法な行為	F
(58) 情報公開・個人情報保護審査会設置法第18条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(59) 保健師助産師看護師法第44条の4第1項に規定する罪に当たる違法な行為	D
(60) 弁護士法第77条第3号又は第4号に規定する罪に当たる違法な行為	D
(61) 司法書士法第76条第1項又は第78条第1項に規定する罪に当たる違法な行為	D
(62) 行政書士法第21条第2号又は第22条第1項に規定する罪に当たる違法な行為	D
(63) 診療放射線技師法第35条第1項に規定する罪に当たる違法な行為	F
(64) 臨床検査技師等に関する法律第23条第1項に規定する罪に当たる違法な行為	F
(65) 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第109条第1項に規定する罪に当たる違法な行為	D
(66) 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第17条等の特例等に関する法律第25条第1項に規定する罪に当たる違法な行為	D

(67) 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第17条等の特例等に関する法律第25条第3項に規定する罪に当たる違法な行為	F
(68) 救急救命士法第54条第1項に規定する罪に当たる違法な行為	F
(69) 郵便法第77条、第78条又は第86条第1項（第77条又は第78条に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(70) 郵便法第80条又は第86条第1項（第80条に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D
(71) 電波法第108条の2に規定する罪に当たる違法な行為	C
(72) 電波法第109条、第109条の2第1項、第2項、第4項、第110条第1号又は第4号に規定する罪に当たる違法な行為	D
(73) 有線電気通信法第13条、第14条第2項又は第3項（第14条第2項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(74) 有線電気通信法第14条第1項又は第3項（第14条第1項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D
(75) 電気通信事業法第179条第2項又は第3項（第2項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(76) 電気通信事業法第179条第1項、第3項（第1項に係る部分に限る。）、第180条第1項又は第3項に規定する罪に当たる違法な行為	D
(77) 日本電信電話株式会社等に関する法律第21条第1項に規定する罪に当たる違法な行為	C
(78) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律第11条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(79) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律第12条（第5号に係る部分を除く。）に規定する罪に当たる違法な行為	D
(80) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律第13条に規定する罪に当たる違法な行為	F
(81) 電子署名及び認証業務に関する法律第42条第2号に規定する罪に当たる違法な行為	D
(82) 民間事業者による信書の送達に関する法律第44条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(83) 民間事業者による信書の送達に関する法律第45条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(84) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第74条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(85) 特許法第197条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(86) 特許法第200条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(87) 実用新案法第57条又は第60条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(88) 意匠法第70条又は第73条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(89) 商標法第79条に規定する罪に当たる違法な行為	C

(90) 半導体集積回路の回路配置に関する法律第52条又は第53条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(91) 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第42条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(92) 不正競争防止法第21条第1項に規定する罪に当たる違法な行為	C
(93) 種苗法第68条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(94) 弁理士法第79条第3項又は第80条第1項に規定する罪に当たる違法な行為	D
(95) 労働基準法第117条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(96) 労働基準法第118条第1項（第6条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条（第3条、第17条又は第61条に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D
(97) 職業安定法第63条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(98) 職業安定法第66条第9号に規定する罪に当たる違法な行為	F
(99) 児童福祉法第60条第1項又は第2項に規定する罪に当たる違法な行為	C
(100) 児童福祉法第61条、第61条の2第1項又は第61条の3（第21条の12又は第25条の5に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D
(101) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第49条第4号（第26条（第18条の2第1項、第22条第3号又は第4号の規定に違反した行為に係る処分に限る。）、第30条（第28条第11項において準用する第18条の2第1項又は第28条第12項第3号の規定に違反した行為に係る処分に限る。）、第31条の5第1項（第31条の3第1項において準用する第18条の2第1項又は第31条の3第3項第1号の規定に違反した行為に係る処分に限る。）、第2項（第31条の3第1項において準用する第18条の2第1項又は第31条の3第3項第1号の規定に違反した行為に係る処分に限る。）、第31条の6第2項第2号（第31条の3第1項において準用する第18条の2第1項又は第31条の3第3項第1号の規定に違反した行為に係る処分に限る。）、第3号（第31条の3第1項において準用する第18条の2第1項又は第31条の3第3項第1号の規定に違反した行為に係る処分に限る。）、第31条の15（第31条の13第2項第3号又は第4号の規定に違反した行為に係る処分に限る。）、第31条の20（第31条の18第2項第1号の規定に違反した行為に係る処分に限る。）、第31条の21第2項第2号（第31条の18第2項第1号の規定に違反した行為に係る処分に限る。）、第34条第2項（第32条第3項において準用する第22条第1項第4号の規定に違反した行為に係る処分に限る。）、第35条の4第2項（第35条の3の規定に違反した行為に係る処分に限る。）、第4項第2号（第35条の3の規定に違反した行為に係る処分に限る。）に係る部分に限る。）、第50条第1項第4号（第22条第1項第3号又は第4号（第32条第3項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第5号（第28条第12項第3号に係る部分に限る。）、第6号、第8号（第31条の13第2項第3号又は第4号に係る部分に限る。）又は第9号に規定する罪に当たる違法な行為	D

(102) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第18条の2第1項、第28条第11項（第18条の2第1項に係る部分に限る。）、第31条の3第1項（第18条の2第1項に係る部分に限る。）又は第35条の3の規定に違反する行為	F
(103) 売春防止法第7条から第13条までに規定する罪のいずれかに当たる違法な行為	C
(104) 売春防止法第6条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(105) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影 像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までに規定する 罪のいずれかに当たる行為	C
(106) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関 する法律第4条、第5条第1項、第6条第1項、第7条第2項、第3項（輸 入に係る部分を除く。）、第4項、第5項、第6項、第7項（輸入に係る部分 を除く。）、第8条第1項又は第3項（第1項に係る部分に限る。）に規定する 罪に当たる違法な行為	C
(107) 職務に関して知り得た秘密を漏らすことを禁止する、法以外の法令の規定に 違反する行為で(1)から(106)までに掲げる行為以外のもの	O
(108) 法以外の法令の規定に違反する行為で(1)から(107)までに掲げる行為以外の もの（罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものに限る。）	O
(109) 法以外の法令の規定に違反する行為で(1)から(107)までに掲げる行為以外の もの（罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものを除く。）	I
(110) (1)から(109)までのいずれかに掲げる法令違反行為（罰則の適用があるもの に限る。）を教唆し、若しくは幫助する行為又は当該行為を教唆する行為	当該法令 違反行為 に係る分 類と同一 の分類

処 分 基 準

令和 7 年 3 月 10 日 作成

法 令 名：古物営業法施行規則
根 拠 条 項：第19条の10第 1 項
処 分 の 概 要：認定古物競りあつせん業者に係る認定の取消し
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法施行規則第19条の 5 第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号（古物競りあつせん業者に係る認定の申請の欠格事由）、第19条の 6（盗品等の売買の防止等に資する方法の基準）、古物営業法第21条の 5 第 3 項（表示の禁止）、第21条の 7（競りの中止）
処 分 基 準： 古物営業法施行規則第19条の10第 1 項各号に該当する場合に、認定を取り消すこととする。ただし、次のように認定古物競りあつせん業者に帰責事由が無い場合又は悪性のごく軽微な場合であつて、速やかにこれを是正、回復等することができ、現にその是正、回復等をしようとしているとき等を除く。 ・ 法人の責めに帰すことのできない事由により法人の業務を行う役員が規則第19条の 5 第 2 号から第 4 号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課（TEL 017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準

令和 7 年 3 月 10 日 作成

法 令 名：古物営業法施行規則
根 拠 条 項：第19条の14第 1 項
処 分 の 概 要：認定外国古物競りあつせん業者に係る認定の取消し
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法施行規則第19条の12、第19条の 5 第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号（外国古物競りあつせん業者に係る認定の申請の欠格事由）、第19条の 6（盗品等の売買の防止等に資する方法の基準）、古物営業法第22条第 4 項、第 3 項（認定外国古物競りあつせん業者に対する報告徴収）
処 分 基 準： 古物営業法施行規則第19条の14第 1 項各号に該当する場合に、認定を取り消すこととする。ただし、次のように認定外国古物競りあつせん業者に帰責事由が無い場合又は悪性のごく軽微な場合であつて、速やかにこれを是正、回復等することができ、現にその是正、回復等をしようとしているとき等を除く。 ・ 法人の責めに帰すことのできない事由により法人の業務を行う役員が規則第19条の12において準用する規則第19条の 5 第 2 号から第 4 号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課（TEL 017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準

令和 7 年 3 月 10 日 作成

法 令 名：古物営業法施行規則
根 拠 条 項：第29条
処 分 の 概 要：盗品売買等防止団体に係る承認の取消し
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法施行規則第23条（盗品売買等防止団体に係る承認）
処 分 基 準： 古物営業法施行規則第29条各号に該当する場合、次のように帰責事由が無い場合又は悪性のごく軽微な場合であつて、速やかにこれを是正、回復等することが可能であると認められる場合で、現にその是正、回復等をしようとしているとき等を除き、承認を取り消すこととする。 ・ 法人の責めに帰すことのできない事由により法人の業務を行う役員が古物営業法第4条第1号から第5号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課（TEL 017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準

令和 7 年 3 月 10 日 作成

法 令 名：行商従業者証等の承認に関する規程
根 拠 条 項：第 7 条
処 分 の 概 要：行商従業者証等の様式の承認の取消し
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 行商従業者証等の承認に関する規程第 1 条（承認を受けることができる団体）、第 5 条（資料の提出）、第 6 条（作成・交付事業の廃止の届出）
処 分 基 準： 行商従業者証等の承認に関する規程第 7 条各号に該当する場合、以下のようなとき等を除き、承認を取り消すこととする。 1 次のように帰責事由が無い場合又は悪性がごく軽微な場合であって、速やかに是正回復等することができ、現に是正、回復等しようとしているとき（同条第 1 号）。 ・ 法人の責めに帰すことができない事由により法人の役員が古物営業法第 4 条第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。 2 資料を提出しなかったことについて相当の理由があり、速やかに資料を提出することができ、現に提出しようとしているとき（同条第 2 号）。 3 資料を届け出なかったことについて相当の理由があり、速やかに資料を届け出ることができ、現に届け出ようとしているとき（同条第 3 号）。
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課（TEL 017-723-4211）
備 考：